

資料

(三〇〇部限定配布)

— 占領下の自由主義者弾圧の裁判記録 —

(故) 山本勝市経済学博士・追放物語始末 (御本人の遺稿)

(故) 三浦貞藏編

社団法人 国民文化研究会刊

この資料

を刊行するに当たっての御挨拶

(平成五年二月十一日)

社団法人国民文化研究会理事長 小田村寅二郎

昭和二十年(一九四五)八月十五日の「終戦の御詔勅」による日本の敗戦降伏から、昭和二十七年(一九五二年)四月二十八日の日本の独立回復までの六年四ヶ月間は、衆知の如くわが国は、連合国の占領軍最高司令官の占領施政下に置かれた。

この間、占領軍最高司令部(G・H・Q)は、わが国に対し、新憲法の実質的強制施行をはじめ、教育諸制度の改変による歴史・伝統との遮断を狙い、また、東京裁判の名のもとでの勝者の敗者に対する一方的判決と合せて戦争犯罪人(戦犯者)処刑の強行など、いわば政治の上部構造・全般にわたって、苛酷な占領政策を相ついで実行していった。

そうした環境下で見られた特異な現象は、日本共産党に対するG・H・Qの親近感の姿勢であり、両者の連携と見られるような出来事が、しばしば見受けられた。それは、本来厳正公平であるべき司法の分野においても、不可解な事態が現出していたのである。

その被害者の一人に、今は亡き山本勝市経済学博士がおられ、山本博士はその晩年に、ご自分が受難された当時の生々しい体験経過を、丹念に回想されつつ書きまどめておられた。それが、ここに刊行する資料の内容である。山本勝市博士は、戦後衆議院議員として埼玉県から五回当選された方であったが、その専門の経済の分野においては、戦前早くから社会主義経済・共産主義経済を学問的に批判しつづけられ、経済は、需要と供給のバランスによって形成される市場価格によって運営する自由主義経済でなければならぬ、と、

その御生涯をかけて力説しつづけられた学徒、兼政治家であられた。

ちなみに、G・H・Qの施政下にあった昭和二十七年四月二十八日まで、六年四ヶ月間のうち、約三分の二を経過した昭和二十五年（一九五〇）六月に、G・H・Qは遅まきながら、世にいう、レッドパージにより、共産党員とその同調者を公職・企業などから追放する方針が決定・実行に移された。しかし、山本勝市博士の受難は、本資料で明らかのように、昭和二十二年（一九四七）四月八日のG・H・Q指定の「G項該当による追放」にはじまり、さまざまな曲折を経て、昭和二十五年（一九五〇）十月十三日に「追放特免（解除）」になった。

しかしこれより先、共産党員の投書に端を發して山本勝市氏は、「勅令（公職追放覚書該当者の政治活動禁止）」の違反の故をもって昭和二十三年（一九四八）三月、浦和地裁に提訴されており、その裁判が、地裁では「無罪」の判決がなされたが、検事控訴によって東京高裁では「禁錮八ヶ月」の判決となったため、最高裁に上告していた。

それに対し最高裁では昭和二十四年（一九四九）二月二十六日に大法廷で審判がなされたが、その最終判決（原判決を破棄、被告人を免訴とす）が言い渡されたのは、昭和二十七年（一九五二）四月の「平和条約発効」後の「大赦」―昭和二十七年（一九五二）六月十八日―によってであった。この間実に五年余の歳月を要したのである。

山本博士が、この資料の末尾の「あとがき」に記されたように「（この）五年余の間は、私にとって正に「格子なき牢獄」の生活であった」、と悲歎述べられたのも、まさにその通りであられたことと思う。

共産党の影響下にあったG・H・Qの一部上層部及び占領下のわが司法当局の動きによって、その被害をまともに受けられた一個人・山本勝市博士が、身を挺して闘われた経緯を生々しく示すのが、この冊子である。どうか御精読・御判読を賜り得て、占領下の日本での異常な一局面に思いを馳せていただければこれに越した喜びはない。

付記一、この冊子 **資料** に「倣三浦貞藏編」と記載したことについて

山本勝市先生は、今から七年前の昭和六十一年（一九八六）八月一日に、数え年九十一歳でこの世を去られたが、その御生前、先生を敬慕・師事申し上げていた私どもの会の長老会員である加納祐五氏と倣三浦貞藏氏の御兩人に、格別の御指導・御指示をしておられた。その御縁があつて、昭和五十五年（一九八〇）二月に、私どもの会から出版した新書判「国文研叢書Ⅷ21」・『社会主義理論との戦い―山本勝市博士・論文選集―』（加納祐五・三浦貞藏編四〇七頁）の上梓が実現された。

その本の巻頭には、先生の近影を掲げ、つづいて「限りなき喜び」と題した先生の短いお喜びの文が載せられた。先生の御晩年、昭和五十四年十一月二十三日（先生、数え八十四歳）の時の文であつたが、先生はその末尾に次のように書かれ、その喜びを率直に示された。

「私は今、本書の完成に注がれた同志の労を思い、また心をこめて読んで下さる真摯な若き同志たちの姿を偲び、悔いなき過去を顧みて、しみじみと「生き甲斐」を感じ、身のしまる気持である。」と。山本先生の御晩年で深い「お喜び」が、現しく感ぜられたことであつた。

こうした経緯を経て、山本勝市先生は、その後、全御生涯に書きつづられたすべての論考（活字化されたもののほか、書き下しの原稿も含めて）の整理をしてもらえぬか、と三浦貞藏氏に依頼されたが、その折にこの冊子収録の「書きもの」（多種多様のメモを含め）を、指摘されて、これを後世に遺しうるように、まとめて下さらぬか、との御希望が示された由であつた。

三浦貞藏氏は、爾来これに取り組まれ、数年を経て、冊子中の色々の「註記」を加えられたものを、ここに刊行する **資料** として、私と私の畏友・夜久正雄氏の許に届けられたのである。夜久氏と私は、これを何とか活字化しなければ、との思ひであつたが、漸くここにその目的を達し得るに到つたことである。山本先生のメモを含む読みづらい草稿をきれいに原稿用紙に書き直し、その上、色々の調査で「註記」まで整え

られた三浦貞藏氏も、平成二年十二月十三日に、数へ年八十歳であの世に先立たれてしまったのである。山本先生並びに三浦氏の御霊前に、つつしんで本冊子を捧げまつる次第である。

なお、山本勝市先生からの御依頼であった「論考の整理」については、初め三浦・加納及び香川亮二の三氏が五ヶ年にわたってこれに取り組まれ、三浦氏亡きあとは残った両氏がこれを引き継ぎ、七年余を経てこのほど漸くリストアップにまで辿りつされた。

(このリストアップされたものは、是非にどの御所望の方には、お申出があれば、実費で差し上げるこ
とが出来ると思う。)

付記二、山本勝市先生という方について

この小冊子を手にされる方の中には、「山本勝市博士と君たちの関係は」、どの御質問も出るかも知れぬので、山本先生の御生涯の一端を御紹介し上げることも含め、先生の御葬儀の折に読ませていただいた私の拙い弔詞の中から、関係部分を左に引用させていただくことにした。

「弔辞(昭和六十一年「一九八六」八月四日)(前略) 山本勝市先生は、御年三十歳前後の頃、当時和歌山高商の教授として御在任中、大正の末期から昭和の初めにかけて、文部省から在外研究員としてフランス、ドイツそしてソビエトに留学されました。この時点でソビエトを訪ねられたことは、深い意義があられたことになりませんが、御帰国後三年経った昭和五年に、京都の「思想研究会」から出版された御著書『マルクスズムを中心として——その説明と批判——』が爆発的売れ行きを示し、その印税収入をもとに、私費留学として再度ソビエトとドイツに赴かれ、彼の地の学者たちと「マルクス主義的計画経済」についての討論をつみかさねられ、「マルクスズム計画経済理論」の「根本的誤謬」を明確に把握されるに到りました。越えて昭和七年、小泉信三先生のおすすぬめによって、千倉書房から『経済計算』と題する御著書を出され、マ

ルクス経済学批判の理論的指導者としての地位を、確乎不動のものどされたのであります。時に先生、三十歳の御若さであられたのでございます。ついで昭和十四年、四十四歳の折、理想社からお出しになった『計画経済の根本問題』こそは、山本先生畢世の御著書となり、同時に、この御著書を学位論文として提出されましたのが、今の一つ橋大学の前身、東京商科大学で同大学から、昭和十五年に経済学博士の学位が授与されるに到りました。

一方、今は国民文化研究会の名のもとにあります私どもは、昭和十五年、支那事变下のわが国が、政治・経済ともどもに一國一党的な統制にはいらうとする傾向を憂へ、民間に精神科学研究所を設立、学生運動体として日本学生協会を設立して、マルクシズムの浸透と対決すべく立ち上がったのでありますが、山本先生の学位授与論文となった『計画経済の根本問題』といふ御本こそは、私どもの心の糧となつて、四六時中肌身を離さぬ書物となつたのでございます。先生は、いくたびか私どもの会合に無報酬で出席され、輪読指導にもお心をこめて當つてくださったことでした。

先生は同時に、全国の中小企業者が、統制経済政策の犠牲となりつつある状況を憂慮せられ、全国到る所の中小企業者の苦しい訴へを謙虚におききになり、また、励まされる日々をつづけてをられました。山本先生が、戦後の第一回目の総選挙に際し、埼玉全県区の選挙に打って出られました折の、県下の中小企業者との膝を付き合はせての対話運動のすばらしさは、さきの戦時下における全国の中小企業者の苦しい立場をよく理解され励まされた御活動と、終始一貫して自由主義経済を死守しようとして来られた御信念の延長であつたと拝察されたのでございます。

しかし、私どもの精神科学研究所と日本学生協会は、大東亜戦争勃発後も臆する所なく東条内閣の政策批判をつづけましたため、昭和十八年二月に、この種の運動体に対しては最初ともいふべき弾圧が加へられ、同志全員、東京憲兵隊に検挙され、半年後に不起訴釈放とはなりましたが、二つの団体は解散の憂き目に遭ふことになりました。山本先生は当時、文部省直轄の国民精神文化研究所の勅任所員であられました。私どもの精神科学研究所と日本学生協会に対して反戦反軍を指導し、自由主義運動を経済学説に關して指導し

てみた、どの理由で、また、おもてには出ませんでした。戦時下の軍と官僚による経済政策を批判したのがけしからぬ、どの理由で、昭和十八年九月文部省から解任させられてしまわれました。このやうに先生に累が及んだことは、かへすがへすも遺憾のきはみであつたのでございます。しかし占領政策がはじまりますと、戦時下に解任させられた先生に対して、理不尽にも、先生が超国家主義の思想家であつたどの理由で、G項該当の追放にさせられてしまわれました。

かく見てまゐりますと、山本勝市先生は、戦前においては、自由主義経済に立つてマルクシズムを終始批判し続けられ、戦中といはれる時期には、当時の為政者たちが、(表向きに説明してゐた)物資不足に対応するだけの単なる統制経済政策ではなく、その仮面のもとで、具体的にはマルクシズムの計画経済理論を根底に持ちながらの統制経済政策を、進めてゐることに対して、身を挺して戦はれたのであり、戦後になつては、社会主義・共産主義が日本全国を風靡するさなかに立つて、鳩山一郎、金原舜二氏らと共に、いち早く「日本自由党」の結成に参画し、その創立委員中の経済政策担当の第一人者として立ち上がられ、戦後の日本は、「自由主義経済を基底にして経済復興に向ふべし」、との大方針を示され、その理論的指導者となられた、と申すべきと存じます。(後略)

○ この冊子の編集には、加納祐五・夜久正雄両氏に、構成、校正については、香川亮二・長内俊平両氏に、印刷についてはタイプ印書・文栄社に大変御協力をいただいたことを感謝する。

○ この冊子の仮名遣いは、山本先生の原文メモが現代仮名遣いであつたので、正仮名遣いによる引用文を除いてはすべて現代仮名遣いに統一したことを御了承願いたい。

— 占領下の自由主義者弾圧の裁判記録 —

(故)山本勝市経済学博士・追放物語始末(御本人の遺稿)

(故)三浦貞藏編

私は数年前に江藤淳氏の『もう一つの戦後史』（講談社刊 一九七八年四月十日第一刷）を読んで、著者の「あとがき」に心打たれた。特に「日本国憲法が言論、表現、集会の自由を保障したといっても、占領が終結した昭和二十七年四月末までは、それは結局空文にすぎず、占領下の日本に事実上言論、表現、集会の自由は存在しなかった。」という示唆は、私の経験に照らして痛切に感じていたことである。当時私の経験を書いておこうと考え、幾度か書きかけたが忙しくて果せなかつた。

たまたま、九月九日（昭和六十年）の白鷗会（旧制三高・大正九年卒業生の会）で出席者の一人から、また同月十五日自民党の某代議士から、私の公職追放の顛末を是非文字にしておくよう要請されたのを機会に、こんどこそ書き上げようと決心して早速筆を執ることにした。

私は去る三月二十日（昭和六十年）に満八十九歳の誕生日を迎えたのだから、いかに日本人の寿命が延びたからといっても、愚図々々してはおれないと思つて。

目次

はしがき	山本勝市	9
第一部 「追放」から解除まで	(昭和二十二年―一九四七―昭和二十五年―一九五〇―)	13
一、私の「追放」のいきさつ		13
(1) 公職追放指令の覚書の概要		13
(2) 私には関係ないことと信じた―その理由		14
(3) 選挙運動中に「追放」の知らせ (昭和二十二年―一九四七―四月七日)		15
(4) 出鱈目な追放理由―共産主義者の中傷		16
(5) 吉田茂総理を訪う		18
二、訴願 (昭和二十二年―一九四七―四月十一日)		18
(1) 訴願の理由		18
(2) 訴願委員会のへ山本勝市G項非該当決定をGHQ認めず		22
(3) マッカーサー最高司令官宛に陳情書を送る (昭和二十二年―一九四七―四月十四日)		22
(4) ケーデイス大佐 (GS次長)宛に陳情書を送る (昭和二十二年―一九四七―五月一日)		23
(5) GHQが訴願委員会の決定を認めぬ理由―障碍となった日共党員の投書に因る勅令違反事件		23
三、指定特免 (「追放」解除)		24
(1) 指定特免の申請とその理由 (昭和二十四年―一九四九―二月十日)		24

(2) 指定特免（「追放」解除）の知らせ（昭和二十五年―一九五〇―十月十三日）……………26
 註（三浦貞藏）（註1〜註8）……………27

第二部 勅令違反事件……………30

一、浦和地裁公判……………30

(1) 共産党員の暗躍とGHQの要求で起訴さる（昭和二十三年―一九四八―三月二十九日）……………30
 (2) 公訴事実と弁護人対検事の問答……………33
 (3) 検事の公訴事実否定と「不謹慎」の名による求刑論告……………34
 (4) 公正な判決（昭和二十三年―一九四八―十一月十三日）……………36

二、東京高裁公判……………40

(1) GHQの再介入による検事控訴（昭和二十三年―一九四八―十一月十七日）……………40
 (2) 検事の論告に憤慨……………41
 (3) 私の最終陳述（要旨）……………42
 (4) 有罪判決とその理由―法文の拡大解釈（昭和二十三年―一九四八―十二月二十八日）……………44

三、最高裁公判……………51

(1) 上告趣意書（昭和二十四年―一九四九―一月十五日）……………51
 (2) 大法廷における審判（昭和二十四年―一九四九―二月二十三日）……………59
 (3) 判決は平和条約発効後（昭和二十七年―一九五二―六月十八日）……………60

	附録	A	國民精神文化研究所・研究生指導科を指導した	
			山本勝市氏の態度についての証明（野辺地東洋）……………	63
	附録	B	マッカーサー最高司令官宛の陳情書（昭和二十二年―一九四七―四月十四日）……………	66
	附録	C	GHQ 政治部ケーディス次長宛の陳情書（昭和二十二年―一九四七―五月一日）……………	69
	附録	D	証明書（東京商科大学・中山伊知郎教授）（昭和二十三年―一九四八―十二月九日）……………	72
	附録	E	「追放」中の講話の内容に関する浦和地裁公判廷における供述（昭和二十三年八月二十七日）……………	73
	附録	F	山本勝市提出の集會明細表……………	78
あ	と	が	き	……………
			山本勝市……………	80

第一部 「追放」から解除まで

一、私の追放のいきさつ

(1) 公職追放指令の覚書の概要

昭和二十一年元旦「新日本建設に関する詔書」が頒発されたが、次いで一月四日、連合国最高司令官から「好ましくならぬ人物の公職より罷免排除に関する覚書」(以下「覚書」という)が日本政府に発せられた。この「覚書」はポツダム宣言第六項「(前略)日本国民を欺瞞し之をして世界征服の挙に出づるの過誤を犯さしめたる者の権力及勢力は永久に除去せられざるべからず」を実行するため、連合国最高司令部の指定する者一切を、現在並びに将来にわたって公職より罷免排除すべきことを指令したものである。その第九項には、罷免さるべき人物の範疇が「附属書A号」としてA項からG項に分類表示されてある。ここでその要点を摘出しておこう。

A 項は、戦争犯罪者及び戦争犯罪容疑者

B 項は、本職の陸海軍々人及び職員、陸海軍の特別警察官及び陸海軍省の官吏

C 項は、極端な国家主義、テロまたは秘密愛国結社の有力分子

D 項は、大政翼賛会、翼賛政治会及び大日本政治会の有力分子

E 項は、日本の占領地域(一九三七年七月七日から一九四五年九月二日の間)における金融及び開発機関の幹部

F 項は、日本の占領地総督及び長官

G 項は、その他追加さるべき軍国主義者及び極端な国家主義者として左の各項に該当する人物

(1) 軍国主義的政権の反対者を弾劾し、または捕縛を援助せるもの

(2) 軍国主義的政権の反対者に対する暴行を教唆し、または暴行を加えたもの、日本の侵略計画において

政府当局者として活潑かつ有力な役割を演じたもの、或は言論または行動によつて軍国主義的国家主義及び侵略の積極的推進者たることを示したものと規定されてある。

さらに第十四項は「附属書・A号」に掲げた範疇に属する者は帝国議会の議員候補者となることを禁止される」と規定している。

政府は右覚書を実施するため、「ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く就職禁止、退官、退職等に関する件」その他の法令を公布した。

そして、内閣に内閣書記官長を委員長とする審査委員会（註1）が設けられ（上記委員会は後に廃止、公職適否審査委員会官制となる）、私の居住する埼玉県下でも有力な既成政治家がつぎつぎに「追放」された。

② 私には関係のないことと信じた―その理由

私は右「覚書」の趣旨からみて、自分には関係のないことだと、あまり気にしなかった。そのわけは、第一、私は昭和三年以来経済学者として自由主義学説を唱えて、政府の統制経済政策を批判しつづけ、ために戦時中一切の公職（註2）から締め出され、言論、出版の自由を奪われていたことは天下周知の事実であったこと。

第二に、昭和二十一年四月十日の戦後初の総選挙には「覚書」に該当しないものとして、資格審査を無事パスして埼玉県から立候補（全県一区）して当選し、日本自由党の政務調査会副会長、経済政策委員会委員長を歴任し、また衆議院予算委員として自由に活動し、昭和二十二年三月二十二日に日比谷音楽堂で行われた「統制撤廃国民連盟」の結成式では、推されて委員長までつとめたこと（副委員長は進歩党代議士平野増吉氏及び日本自由党代議士本多市郎氏）

第三に、自由民主主義のリーダーともいふべき米国の占領統治下に、私が軍国主義者、帝国主義者として「追放」されるなどということは考えようがなかった、からである。

ところが、後述するような理不尽な理由により、昭和二十二年四月七日附で、吉田茂総理の名によりG項（前13頁記載）該当の指定をうける破目に陥ったのである。

(3) 選挙運動中に「追放」の知らせ

昭和二十二年三月三十一日衆議院解散、公示の第二三四回衆議院議員総選挙は四月二十五日と決った。前回（全県一区）と異なり、埼玉県は四選挙区に分けられ、私は第四区から立候補を決意して、資格確認を県委員会に申請した。ところが、私の申請がなかなか受理されないもので、やむを得ず、締切前日に無理に申請書を受理してもらい、「資格確認申請中」として供託金を納めて選挙運動に着手した。選挙事務所を加須町（現在加須市）野金に置き、選挙事務長は高橋作太郎氏であった。

それから間もない日に、『毎日新聞』に私の資格審査が保留になっているとの記事が出た。そこで内閣書記官長（林譲治氏）に会って聞くと、「著述家の場合、著書を読むのに時間がかかり、すべて保留になっている」との答であった。しかし四月五日念のため公職適否審査委員会に赴き、私の担当の事務官に保留の理由をたずねたところ、

- (a) 和歌山高商における職務内容如何。
 - (b) 笠信太郎著『日本経済再編成』批判の文章が審査申請書に記載洩れとなっていないか。
 - (c) 其の他著書の記載洩れがないか。
 - (d) 国民精神文化研究所における職務内容に不明瞭な点あり。
- というので、私は口頭で返事したが、証拠にするのだから文書で提出してほしいと云うので、その場で直ちに次のように書いて署名捺印の上提出した。
- (a) 和歌山高商では経済原論を担当し、二年余り教授兼生徒主事であったこと。
 - (b) 笠氏の『日本経済再編成』批判の文章は申告してある『計画経済批判』（昭和十六年理想社刊）中に全文収録してあるので、申告洩れではないこと。

(c) 外に申告洩れの著書はないこと。

(d) 国民精神文化研究所においては、研究部で共産主義、社会主義批判を、事業部の教育研究科で週二回自由主義経済学、共産主義、社会主義学説批判の講義を、同研究生指導科では主任として左翼運動で退学退校した学生・生徒の指導に当ったこと。

私は右の処理で疑点は残らぬものと信じ、選挙運動をつづけた。

ところが、四月八日午後北埼玉郡鴻巣村の国民学校で農民相手に演説中、新横輝治君（後の県議）が馳せつけ、差し出した紙片を見ると、「先生追放」とあった。私は早々と演説を切り上げて控室で聞くと、午後三時のラジオ放送で報ぜられたというのである。

(4) 出鱈目な「追放」理由

とりあえず加須の事務所に戻り、高橋事務長と相談したが、「追放」されるような心当りは何もなし。何かの間違いだ、と思つた。私は直ちに上京した。当日は遅いので、本郷西片町の大龍亀代司君宅に一泊、翌九日午前、公職適否審査委員会に赴き、監査課や係の事務官に会い、「追放」の理由を尋ねたが、要領を得ないので、事務局長に面会して聞いたところ、「まだ正式の書類になっていないが」と云いながら、草案を見せてくれた。それには内閣総理大臣吉田茂の名で、衆議院議員候補者山本勝市を「覚書G項該当者」に指定するという意味の文言があり、理由は次の通りであった。

(一) 和歌山高商で、極端な国家主義者たる岡本一郎校長を支持して、進歩的な印南博吉教授や学生を圧迫したこと。

(二) 国民精神文化研究所で、極端な国家主義者たる紀平正美の下で長く所員をしていたこと。

(三) 原理日本社で著書を出版したこと。

(四) 学生を指導したこと。

私はその場で、ここに掲げられてある理由は全部事実を反し、到底納得できないと縷々述べたところ、事

務局長はこう云った。

「あなたが和歌山高商で極端な国家主義者の岡本校長を支持して、進歩的な印南教授を辞めさせたり、生徒がストライキを起した折に進歩的教授や生徒を圧迫した事実が公職適否審査委員会で問題になったのである」と。

右の「事実」とは、かつて私の和歌山高商教授時代の同僚であった共産主義者・宮川実氏（当時立教大学教授、戦時中仙台の刑務所に収容されていた）がその友人の大河内一男委員に出した手紙によるものであった。事務局長の手許の、私に関する綴込の中にあつたその手紙には、「山本が印南教授を追い出したのは自分（宮川）がドイツ留学中のことであるが、帰朝してから和歌山高商の卒業生の一人から聞いたことである」という意味のことが書かれてあつた。この手紙を根拠として大河内委員が山本追放を強硬に主張し、一票差で委員会決定となつたことは後に知つたことである。

当時の中央公職適否審査委員会のメンバーは、松嶋鹿夫（貴族院議員）、木村小左衛門（衆議院議員）、岩淵辰男、海野晋吉、三木治郎、庄野理一の諸氏に前記の大河内氏（文部教官）を加えた七名で（昭和二十二年二月十二日『官報』）、委員長は松嶋氏であつた。この中で海野氏は社会党中央委員、三木氏は社会党神奈川県支部長であつた。

前に述べた事務局長の説明を聞いた私は、私が奉職した当時の和歌山高商の岡本校長は極端な国家主義者ではなかつたこと、印南教授の退官は私の外国留学中の出来事で、私の与り知らぬことであること。生徒主事を兼務してストライキの解決に當つたことはあるが、教授や生徒を圧迫した事例はないこと、これらについては当時の同僚たちに聞いてもらえば判ることである、と述べた。

事務局長は、「すでに公職適否審査委員会で決定されたことであるから、不満なら、公職資格訴願審査委員会（以下訴願委員会という）に訴願するほかはない」という。事務当局に抗議しても無駄なことはわかつていたが、余りにも出鱈目な理由に、私としては黙って引き下ることは出来なかつたのである。

(5) 吉田茂総理を訪う

私の「追放」は形式上は内閣総理大臣吉田茂の名で行われたのであるから、荻窪の荻外荘に総理を訪ねることにした。同総理は私の所属する日本自由党の総裁であり、私はその政務調査会副会長として事実上の経済政策担当の責任者で、謂わば党幹部の一人である。私の戦前・戦中・戦後の言動については総理自身もよくご承知の筈である。だから私は、参考のために「覚書G項該当」者に指定した吉田さんの心境を聞いておきたいと思つたのである。

荻外荘は、終戦で自ら命を絶たれた近衛文磨公の旧私邸で、戦争末期に公に招れたこともあるが、住む主は変つても、家のただずまいはもとのままであつた。私は時勢の急変を思いながら総理に面会を求めた。突然の訪問にも拘らず、玄關まで出て来られた総理に來意を告げると、「困つたことだが、訴願（註3）の途を開いたので、すぐに訴願されたい」と云われた。

私は、これが吉田さんとして精一杯の誠意を示されたものと考えて、「すぐ訴願しますが、私を『追放』した理由は悉く事実無根ですよ」と申し上げて荻外荘を辞去した。

二、 訴 願

(1) 訴願の理由

私は大龍君宅に戻り訴願書を書きはじめたが、正式の指定理由を見た上でのことにしようと考え直し、翌十日再び審査委員会事務局を訪ねて正式文書の交付を求めたところ、事務局長は、未発送の「G項該当指定」理由のタイプ印刷物を見せてくれた。その内容は前日の口頭説明とは多少言葉の違いはあるが、正確に記せば次の通りである。

「一、大正十三年より昭和七年に至る迄和歌山高商に奉職し、進歩的な教授及学生を圧迫した。

二、昭和七年より昭和十八年迄紀平正美の主宰する国民精神文化研究所々員であり、
三、且つ其の間に解散団体である「原理日本社」より著書を出版している。

四、その他戦時中、学生右翼団体たる「日本学生協会」に於て指導的役割を演じた。」

以上が指定理由の全部である。私は再び大龍君宅に戻り、吉田総理宛の「訴願」の原稿を一気に書き上げ、四月十一日附で訴願委員会に提出した。

ここに訴願理由の要点を述べておく。

第一項は事実非ず。

審査委員会事務局長の公式の言明によれば、私が大正十三年より昭和七年に至るまで和歌山高商において極端なる国家主義者たる岡本一郎校長を支持して、進歩的教授及び学生を圧迫したというが、私が奉職した大正十二年（大正十三年ではない）から昭和八年（七年ではない）までの間において（註も）、岡本校長に極端なる国家主義者と見られる言動もなく、思想的理由から教授や生徒を圧迫した事例は一つもなかった。このことは和歌山高商創立に当って、岡本校長が当時最も進歩的教授と目された京都帝大の河上肇博士に、経済学関係の教授の人選を一任された事実、また同校長が和歌山高商を去られた（山口高商校長に転任）昭和七年春まで、自由主義者も、国家主義者も、マルクス主義者宮川実・岩城忠一の両教授も無事に在職したという事実からも疑いの余地はない。私が大正十四年三月から昭和二年九月に至る二年七ヶ月の洋行から帰国後生徒主事を兼務し、思想的にはマルクス主義を捨てて自由主義に転向していたが、生徒主事任職中に思想的理由で一人の処分者も出さなかつた。それは当時としては珍らしい例であつた。和歌山高商で共産主義生徒の処分があつたのは、私が二回目の渡欧中（昭和六年八月から同七年四月まで）の出来事である。

進歩的教授を圧迫した事例として、印南教授の退官が挙げられたという事務局長の言明であるが、それは前記二回目の渡欧中のことであつて、虚構も甚しいといわねばならぬ（註5）。

第二項も事実非ず。

私が昭和七年から同十七年八月まで奉職した国民精神文化研究所は、当初粟屋文部次官が事務取扱として主宰し、次に関屋龍吉氏、最後に伊東延吉氏が受け継いだ。紀平氏は同研究所の主宰ではない。

私が同研究所に招かれたのは、研究生指導科主任として、退学・退校処分を受けた左翼学生・生徒を指導することが目的であった。当時の私はこの職務のために、家族を挙げて精根を傾けたのであるが、それが「追放」の理由とされるならば、甘んじて受けられる。ただ理解に苦しむのは、自発的に教えを求めて集った学生・生徒に自由主義を説き、共産主義の理論的誤謬を明らかにし、その復学・復校や就職の世話まで努めたことが何故悪いのかということである。

研究生指導科における私の指導態度については、研究所で最も長く生活した研究生の一人である野辺地（東洋君）（後、北大、芝浦工大教授歴任・哲学）の手記（附録A）を参考のため添付したから、これを一読すれば明らかのことである。極端なる国家主義とか、反民主主義とは凡そ縁遠いことが理解されよう。

第三項に関する事実。

「原理日本社」が、私の『笠信太郎氏「日本経済再編成」批判』を出版したことは事実であるが、この論文は昭和十五年六月、七月及び九月に国民精神文化研究所の機関紙に載せられたものであつて、後、大阪、東京、名古屋等の個人又は団体の手で数万部刊行され、最後に原理日本社で数百部出版されたのである。しかし、私は原理日本社の同人でもなく、その機関紙『原理日本』に寄稿したこともない。「解散団体」の原理日本社の求めに応じて、一既刊書の発行を承諾したことを以て、「追放」理由とするこの無理なことは子供にもわかることであらう。

第四項は事実と相違する。

「追放」の第四の理由として、私が「日本学生協会」で指導的役割を演じたというのには事実ではない。文部省が同協会を弾圧しようとした際に、私はかかる団体は正しく指導すべきで、単に弾圧すべきではない、という意見を述べたことはある。恐らく、私が「日本学生協会」と姉妹団体の民間研究機関「精神科学研究所」を援助した事実の間違ひであらう。同研究所には時々自由経済論を講義してあげたり、幹部を

いろいろな人に紹介したことがある。彼等の言動に多少の行き過ぎはあったにしても、それは青年学徒として無理からぬことで、大局的に見れば、すぐれた人材が揃っていたと思う。それはとにかく、「精神科学研究所」で数回の講義したことや、幹部を他に紹介したのが『追放』の理由となるならば、それは事実であるから甘んじて承認するが、「日本学生協会」における指導的役割云々の理由は絶対に承服できない。因みに「精神科学研究所」は、昭和二十一年閣令・内務省令第一号に該当しない団体と思うが如何。」

(註、三浦)右の「精神科学研究所」(故田所廣泰理事長)は昭和十八年二月に「反戦反軍・反国家」の名目(?)で幹部の多くが東京の憲兵隊に検挙され、やがて不起訴になったが、同年八月、解散を命ぜられるに至った。

右『訴願』後、その理由の正確を期するため、四月十四日附文部大臣高橋誠一郎氏(第一・二項に関して)四月十六日附文部省秘書課長関口隆吉氏(第二項及び國民精神文化研究所における私の研究報告に関して)の証明書を訴願委員会に提出した。

私はこれで指定は解除されるものと信じ、もし四月二十二日までに取り消されれば、同月二十五日の投票で当選しうる自信があったので、訴願委員長宛に書面で問うたところ、二十二日までは結論が出る見込みはない、との回答があった。そこで、残念ながら今度の選挙は断念する旨を加須の事務所連絡し、訴願委員会の審査の推移を見守ることにした。そして次の人々からの証明書または上申書を訴願委員会委員長宛に提出した。

馬場恒吾氏(前公職適否審査委員会委員・読売新聞社長)

有光次郎氏(文部次官)

山本龍三氏(和歌山経済専門学校庶務課長)

岩田春之助氏(弁護士)

三橋逢吉氏(和歌山経済専門学校校長)

また、和歌山経専・古賀経美教授以下十一名の教授(三浦註)・各地の国立高等商業学校は、戦時中すべて経済専門

学校に改称された。・事務官・その他の人々及び大阪弁護士会所属の吉永正好氏以下五十四名の弁護士からも
訴願委員会委員長宛に上申書が提出された。

これらの証明書または上申書はいずれも、私の経歴がG項に該当しない旨を立証したものである。

(2) 訴願委員会のへ山本勝市G項非該当決定VをGHQ認めず

訴願委員会は約三ヶ月にわたって入念な審査を行なった。単に書類審査にとどまらず、私自身及びその他の
の証人も喚問された。私が出頭したのは七月二日で、沢田委員長から若干の質問があり、次いで私から訴願
理由を説明したが、他の委員からは別に質問はなかった。

七月七日訴願委員会は私の訴願を認め、翌八日は西尾末広官房長官から、山本非該当の旨ラジオで放送さ
れた。ところが、理由はわからないが、GHQの許諾を得られず、而も、八月三十一日までにGHQが承認
しなかったものは再審せよという指令があつて、再審査されることになった。

たまたま沢田委員長及び他三名の委員が最高裁判所判事に転出、新たに委員の補充があり、新委員長は宮
城実氏であつた。同氏は紀平博士が嫌いで、私が同博士の下に居たことを問題にしていると聞いたので、有
井治（元國民精神文化研究所々員、当時大蔵省嘱託）、酒枝義旗（元國民精神文化研究所嘱託、当時早大教
授）の両氏から、私が、紀平氏とは思想的に対立関係にあつた旨の証明書を書いてもらい、訴願委員会に提
出した。

以後約五ヶ月を経て、翌二十三年一月末の委員会は再び山本非該当と決定した。このことは、同委員会事
務局の吉田賢吉氏から内報があつて知つたのであるが、今度こそは指定解除になると思つた。

(3) マッカーサー最高司令官宛に陳情書を送る

ところが、GHQの許諾がなかなか下りない。委員会の事務局長は「あなたの場合は誰よりも入念に審理
したのだが、GHQはどうしても承認しない。戦争に敗けたのだから仕方がない。」と云つたが私は怯まな

かった。

四月十四日マッカーサー最高司令官宛に、「訴願委員会通過決定に関するGHQによる承認の訴状」といふ陳情書（附録B）を送った。その中に、「私は好ましいにせよ、好ましくないにせよ、真理の命ずるところには喜んで従います。しかし、自ら不正不公平と信ずることには、敢えて盲従するわけには参りません。」と書き加えた。私の代議士時代の秘書の福田金八君も、基督者としての立場から、同じくマッカーサー元帥宛の陳情書を副官バンカー大佐の手許に出してくれたが、いずれも反応はなかった。

(4) ケーデイス大佐宛に陳情書を送る

四月末、私は首相官邸に芦田均総理を訪ねた。同氏は、私が戦前から一貫して自由主義の立場を堅持してきたことは万々ご承知の筈であり、私に対する「追放」解除が、訴願委員会でも二回も決定された経緯を語り、総理からGHQに直接働きかけてくれるよう懇請した。総理は、ケーデイスへ手紙を書け、というだけで、それ以上のことは何も云われなかった。やむを得ず私は、五月一日附で長文の陳情書（附録C）をケーデイス宛に書き送った。

ところが、五月十日附「貴下を解除せざることに決定した」という意味の芦田総理名の通知を受け取った。

(註6)

(5) GHQが訴願委員会の決定を認めぬ理由―日共党員の投書による勅令違反事件

私の「追放」解除に関する訴願委員会の決定を、GHQはなぜ承認しなかったのか、その真相は知るべくもないが、日本共産党員、一部の官憲及びGHQの担当者が手を組んでデッチ上げた、「昭和二十二年勅令第一号」違反事件が有力な障碍になったものと思ふ。

右事件の真相は第二部において詳しく述べるが、簡単に云えば、こういうことである。

「覚書」該当者は、「昭和二十二年勅令第一号」によって政治活動をしてはならないことになっているのに、山本が中小企業者の会合で経済講話をしたのは政治活動に当るとして、加須在住の共産党員がGHQに

投書し（昭和二十三年二月）、そのメモを友人の法務庁特別審査局長龍内禮作氏（註7）に渡し、同局長の告発によつて検事総長が浦和検察庁に調査を命じ、起訴されるに至つた事件である。（註8）

私があえて、この事件は「デッチ上げ」だというのは、浦和地方検察庁は、事情聴取の結果不起訴と決定したのに、GHQの要請によつて起訴したこと、浦和地裁は十二回にわたる公判の結果、「公訴事実の証明がない」という理由により「無罪」の判決を下し、検事も喜んでくれたが、またしてもGHQから横槍が入つて、検事控訴となり、東京高裁は「有罪」の判決を言い渡し、私の上告に対して、最高裁は一回の公判だけで結審とし、三年余りそのままにしておいて、平和条約発効後の昭和二十七年六月十八日に至つて、大法院において「原判決を破棄する」、「被告人を免訴とする」という判決を全裁判官一致で下した。この経緯から見て明らかだと思ふからである。

三、指定特免（「追放」解除）

(1) 指定特免の申請とその理由

昭和二十四年二月八日、「覚書該当者の指定特免に関する政令」（政令第三九号）が公布されたので、私は同月十日附で吉田総理宛の「指定特免申請書」を訴願委員会に提出した。

右政令第一条には、「覚書該当者」は、その指定が著しく不公正であると思料するに至つた場合、「指定の特免を申請」し得る、と規定されてある。

私の「特免申請書」は、昭和二十四年のはじめ第二次吉田内閣で法務総裁となられた殖田俊吉氏のすすめにより提出したものである。殖田氏は戦前からの知己で、私の訴願には訴願委員会のメンバーの一人として終始審査に当られただけに何も彼もご承知で、申請書を提出前お見せしたところ、訴願委員会で「満場一致」非該当に決定、という私の言葉に異議を申されただけであつた。その後同氏は大橋武夫氏に総裁の席を譲られ、私の「指定解除」は昭和二十五年十月のことであるが、私に対するいつも変らぬ態度から見て、殖田氏

が一番私の「指定解除」に骨を折って下さったものと思う。尚私が、申請書の末尾に「以上の理由により、解除の一日も速からんことを期待いたします」と書き、願いたい言葉 avoided のは、虚構の事実で私を「追放」した吉田総理が指定を解除するのは当たり前だ、という気持ちからである。

「指定特免申請書」に書いた理由の要旨は、次の通りである。

一、私は昭和二十二年四月七日「覚書G項」に該当する者と指定されたが、その理由に重大な事実錯誤があるので、同月十一日付で訴願した。

二、私は過去において「G項該当」の経歴を持たないのみならず、二十年來積極的に自由主義經濟を唱え、全体主義とたたかい、その故に、戦時中言論出版の自由を奪われたのである。

三、訴願委員会は、初回の審査結果（非該当）に対する外部の圧力により、再審査したが、昭和二十三年一月末、前回と同じく「非該当」と決定した。

四、同年二月十日片山内閣総辞職、三月十日漸く芦田内閣が成立したが、その間、日本共産党員の策謀により政令違反（註8）事件が起り、浦和検察庁は心ならずも私を起訴し、その結果私の「指定解除」は遷延され、五月十日付芦田総理名で「解除しないことに決定した」旨の通知をうけた。

五、第一審の浦和地裁では「公訴事実の証明がない」との理由により、「無罪」となったが、再び外部の圧力により検事控訴となり、東京高裁第八刑事部における公判で、意外にも「禁錮八月」の実刑判決を言い渡された。

自由主義經濟学者であり、戦後は日本自由党に所属する私が、「追放」後、主として生活費を稼ぐために行った二十二回の經濟講話は、保守党の勢力保持伸張に寄与する虞れあるが故に、「昭和二十二年勅令第一号」第十五条第一項の「政治上の活動」に相当する、というのである。これは同条項の著しい拡大解釈である。

六、閣下の留意を促したいことは、第二審判決では自由主義思想そのものが罪に問われているのであって、それは「追放」の基礎としての、軍国主義排除を意図するポツダム宣言第六項に違反し、またマッカー

サ―元帥の日本管理方針の基調に対する反撃となるのではないか、という点である。ご参考までに、第一審及び第二審の判決文並びに上告趣意書を提出する。

かかる自明の背理が、自由主義者を軍国主義者と誤認し、吉田総理名を以て「追放」した事実を端を発することにも留意されたい。

さらにご留意願いたいことは、公職適否審査委員の審査過程そのものに共産主義者が介在していた点である。これは同委員会の記録に明らかである。私が徹底的な自由主義者であることは、別添の、東京商科大学・中山伊知郎教授の証明書（附録D）の通りである。従って共産主義者らが私を敵視して葬り去ろうとすることは、彼等としては無理からぬことであり、私としては覚悟の上である。

ただ残念なことは、国の機関までが彼ら共産主義者に加勢して、自由主義者を排除したり、裁判所が共産主義者の言を鵜呑みにして断罪したという事実である。

かようなことは政府自らが共産主義勢力の伸張に寄与するもので、著しく正義に反し、民主主義の将来を混迷に陥れるものと信ずる次第である。

(2) 指定特免（「追放」解除）の知らせ

昭和二十五年八月十三日総理府の奥山事務官から呼出の葉書をうけ、翌十四日出頭したところ、國民精神文化研究所における職務に関する証明書の提出を求められた。

東京高裁に行き、橋本三郎弁護士から検事長に紹介され、私に関する訴願委員会の一件書類が検察庁に来ている筈で、返してもらおうよう依頼した。裁判関与の稲川検事は休暇で留守であったが、探してもらったところ果してあった。事務官を総理府へ案内して返してもらい、その中から必要な証拠書類を抜き取って、「特免申請書」に添付した。かねて仄聞くわんのごとく、昭和二十二年七月と二十三年一月との二回、訴願委員会で「G項非該当」の決定が行われていることを書類上確認することができた。

昭和二十五年八月三十日、東大に海後宗臣教授（國民精神文化研究所における同僚）を訪ねて、私が全体

主義者ではなかつた旨の証明書を書いていただき、訴願委員会へ出頭して提出した。

昭和二十五年十月十三日のこと、新聞で私の「追放」指定解除を知つた、と井上孚磨氏から連絡があり、その他の方々からも祝電をいただいた。天下晴れて自由の身となつたとはいえ、鳩山一郎、石橋湛山、河野一郎の諸氏が未解決であることを思うと、本当に自由になつたという実感がわかず、独りよるこんでいるわけにはいかなかつた。その上私は当時刑事被告人の身で、上告に対する最高裁の判決は宣告されていなかつたのである。

十月十三日附吉田総理名による「覚書該当者指定解除特免」の通知書は、数日おくれて訴願委員会から送達された。

これは「追放」が「著しく不公正」であつた、という政府発行証明書である。

(註、三浦貞蔵)

(註1) 公職審査事務の開始

昭和二十一年閣令・内務省令は、二月二十八日の勅令第九号(ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件)に基く就職禁止、退官、退職等に関する件)の施行命令として公布。同日内閣書記官長を委員長として公職審査事務が開始された。その後G項解釈に関連して、閣令・内務省令第一号の別表第一の第七項の備考として、審査基準が法令化された。

(註2) 文部省管轄下の国民精神文化研究所(昭和七年創設)所員以外の主なる兼任公職は次の通りであつた。(括弧内は発令期日)

東京府立高等学校講師(昭和十三年九月三十日)

東京保護観察審査会予備委員(昭和十四年一月二十日)

司法省事務嘱託(昭和十四年八月二日)

東京拘置所事務嘱託(昭和十四年八月二日)

文部省教学局教官(昭和十四年十二月二十八日)

(註3) 公職資格訴願審査委員会

「公職追放」に指定された者で、その決定に誤りがあると考え、且つこれに対する証拠を提出し得る者について、本人から一定期間内に内閣総理大臣に対し、再審査及び公職資格の回復を訴願する途を開き、内閣総理大臣はこの訴願を新たに設置した七人の委員を以て構成する「公職資格訴願審査委員会」に審査せしめ、その可否を決定することになった。

- (1) 昭和二十二年勅令第六十五号(昭和二十二年勅令第一号の規定による覚書該当者の指定の解除の訴願に関する勅令)
- (2) 昭和二十二年勅令第六十六号(昭和二十二年勅令第六十五号の施行に関する命令)
- (3) 公職資格訴願委員会官制(昭和二十二年勅令第六十六号)

訴願委員会は昭和二十二年三月沢田竹治郎委員長ほか六名の委員が任命され、審査を開始する運びとなった。

(註4) 国民精神文化研究所に所員として奉職したのは昭和七年九月であるが、昭和八平三月までは和歌山高等商業学校教授兼任。

(註5) 印南博吉教授退官の経緯

訴願理由には書かれていないが、和歌山高商の印南教授の退官は、配属将校の北村一夫少佐が、同教授の教室における言動を問題として文部省に抗議したためであることを帰国後に聞いた、と山本勝市博士の手記中にある。

(註6) 『芦田均日記』第二卷一〇八一―九頁に次のような記事(昭和二十三年五月十三日)がある。

「(前略)十一時Kadesが来訪。鈴木法務総裁、福島君(福島慎太郎官房次長)と三人で話をきいた。専らPurseの件で打合せた。(以下略)」

「然るにKadesは旧訴願委員会は信頼できないし、この仕事はFar Eastern Commissionの介入ある前に片附けたいから急を要すとのことだった。それでは訴願委員会の再編成はともダメだと判明した。そこで、打合せの結果は、

- a 今日迄に判明したGHQの意見に基づき、(イ)Memorandumの出たCase(ロ)河上丈太郎君に準ずるCase等はダメとする。
- b Border Caseの内当然に解除すべきものは解除する。
- c 疑義のある分は双方で打合せの上、意見の合致した分はその通り決定する。

以上の如く了解を上げて十二時頃に話を終った。

「(前略)午後九時、福島官房次長と吉田君とが追放問題で話しに来て十時迄打合せをした。

訴願委員会で今日迄追放解除と決定したものは総計二四九名に上る。その内既に発表のもの一四名で残りは未決定である。事務当局の案によれば

- A (政府に於て解除と信ずるもの)九九名
- B (疑ある為GHQと相談するもの)一一二五名

(中略)

C (GHQのMemorandumによるもの)即ち不解除一名
というのである。」

※河上氏は「追放」に対する異議申立が認められ、昭和二十三年五月八日解除になっている。後、社会党委員長。

(註7) 法務庁特別審査局は昭和二十三年二月十五日設置され、総務・監査・調査の三課があり、監査課は「昭和二十二年勅令第一号」違反事件の監察事務を担当していた。(橋本法律事務所『最高裁大法院刑事部山本勝市訴訟記録』中、立山証人供述)

右特別審査局の直接の前身は内務省調査局であるが、遡れば内閣審議室に始まる。

昭和二十一年六月、占領軍参謀長ウイロビー少将が吉田茂総理に対して、国内共產主義運動の情報を知るため、その任務遂行の機構整備の要望があり、それに基き、内閣審議室(主任・高村坂彦氏)が設けられた。当初の仕事は情報の蒐集と新聞用紙の割当であったが、GHQ内部は意見が分れて居り、ある担当者からは共産党機関紙『赤旗』に不当に多く割り当てるよう主張されたこともあった。

その後、事務繁多のため内務省移管に決し、同省調査部(占領軍からの返還物資・放出物資等の処理)と内閣審議室所管事務を統一、昭和二十一年八月七日調査局(局長・高村氏)に昇格したのである。(高村坂彦著『激動の世に生きて』三四一―三四四頁から要約)

(註8) 昭和二十二年勅令第一号を指す。

第二部 勅令違反事件

一、浦和地裁公判

(1) 共産党員の暗躍とGHQの要求で起訴さる

私の「追放」が共産主義者の根も葉もない中傷に端を発したことは第一部で述べた通りであるが、またしても共産主義者の暗躍により、昭和二十二年勅令第一号違反の罪に問われるに至った。

昭和二十三年二月十五日法務庁特別審査局長瀧内禮作氏（局長就任前は社会党の鈴木義男氏の弁護士事務所に住た）が、その近傍に住む、親しい友人の日本共産党員村山覚らと結び、GHQの一部と連絡して、三月二十九日特別審査局長名で検事総長に前記の勅令違反として私を告発した。そのいきさつは、後、浦和地裁公判所における公判の折、逐一明らかにされたもので、それまで私は知らなかった。もつと詳しく経過を記すと次の通りである。

昭和二十三年二月某日、日本自由党の益谷秀次総務会長から、「君が勅令違反で問題になつてゐるらしい」という電話があつた。私は早速上京して、日本橋の国際貿易会の宗像久敬氏を介して、訴願委員会の事務局長に真相を聞いてもらつたところ、私の加須町における経済講話が問題になつてゐるというのであつた。私は「覚書」該当事者が政治活動をしてはならないことは重々承知をしてゐたから、政治活動の疑いをうけるような言動は慎重に避けてきた。しかし「覚書」該当事者といへども、言論の自由を全く禁じられてゐると思ひなかつたし、第一、生活費を稼ねばならなかつたから、政治色のない団体から依頼されると、専門の経済の話をしてきた。そこで私は、帰宅して日記のメモから「追放」後各地で行つた三十三回にわたる講話の時・所・主催者を書き出して、二月二十八日自発的に訴願委員会の事務局長に提出した。間もなく同局長から、瀧内局長もGHQの係官もよく納得した。この点に関するかぎり心配は無用、という話を聞いた。

もともとこの事件は、一月十八日加須町所在光明寺及び二月二十二日加須高等女学校において小汀利得氏と共に行なつた経済講話を、前記の村山日共党員が取り上げて、「覚書」該当事者の山本が政治活動をしてい

申した事はありません（中略）此の記載は全然間違つて居ります。」

○ 「岡安の立候補の際、山本勝市博士が相当暗躍したと記載されてありますが、私は左様な表現は致しませんでした。」

○ 「尚彼（山本勝市）は追放後追々解除されると宣伝して居ると記載されておりますが、私は左様な事実も知りません。」

ここで裁判長が「只今証人の述べるところによると、右村山氏談とある講話の内容は重要な点に於て相当間違つた事を記載されてある様になるがどうか」と訊ねたところ、「左様であります。私もどうして左様な間違つた記載をされたのか不審に思います」と答えている。

(2) 由木隆定証人（社会党员）の供述抜粹

○ 「只今御読聞けの部分には、私が不確実な程度にしか知らない事もありますから詳細説明致します」

○ 「山本博士が行田、羽生、忍、騎西、久喜、杉戸、粕壁で講演して居ると云うのは追放前選挙の際、其の他の関係で（中略）私は追放後の事は、其の時申しませんでした。」

○ 「山本が講演会に於て一般聴衆に話す事と、特別の人即ち彼等の後援者に話す事と内容が全く異り、一般にはインフレは六月頃迄には停止すると説き、特別の人々にはインフレは当分続くから物を買へと説いたとある点、並に博士が追放解除になるものとの確信の下に活動し、又彼の後援者達は追放解除になれば相当利益を彼より供与されるとの自覚の下に活躍して居るが、明かに彼山本博士の行動は政治活動と認められると見る点は、私は斯様な事を話した事は絶対にありません（以下略）。斯様な全然私が云いもしない事を書かれては、甚だ迷惑であります。」

○ 「要するに、由木氏談とある記事の重要な部分は、私の云いもしない事が書かれてあり、然もそれに書いてある様な事実は大部分ありません。」

（以上は『最高裁判所大法廷刑事部・山本勝市刑事訴訟記録（橋本法律事務所）に拠る。】）

四月八日、検事総長の命により、浦和地方検察庁は中條義秀検事に調査させたところ、告発事実の重要な点「―選挙準備運動乃至自由党の党勢拡張を行った―」が村山の虚偽の通報に出ずることが判明し、不起訴と決定された。このことは中條検事から直接聞いた、ところがGHQ政治部のネーピア（註、三浦・「ジャック・ネー

ヒア中佐。総司令部民生局特別企画課、公職追放担当、公務員課長。のち民生局次長。公職追放やレッドパージを担当。『芦田均日記』第二卷三三八頁に拠る）からの要求により検事が起訴し、八月十九日浦和地方裁判所で第一回公判、以後十月二十三日結審に至るまで前後十二回に及ぶ審理が行われた。

(2) 公訴事実と弁護人对検事の問答

(検事の公訴事実)

「被告人は昭和二十二年四月七日、連合国最高司令官覚書『公職従事に適しない者の公職からの除去に関する件』(註、連合国最高司令官覚書「公職従事に適しない者の公職からの除去に関する件」は、昭和二十一年一月四日「好ましからぬ人物の公職より罷免排除に関する覚書」と同じ。簡単に「公職追放覚書」等と呼ばれる。)に該当する者としての指定を受けた「覚書」該当者であり、「覚書」該当者は選挙運動その他の政治上の活動をしてはならないに拘らず、昭和二十二年六月中旬から二十三年四月末頃までの間、別表記載の通り前後三十三回に亘り、被告人の嘗ての選挙地盤である埼玉県北埼玉郡加須町所在の光明寺その他において、自由党乃至自由党系の人々の主催の下に開かれた経済講演会に出席し、村山党その他多数人に対し自由主義経済の鼓吹、政府の経済政策の批判等を行い、以て自由党の党勢拡張運動乃至は選挙準備運動を為したものである。」(「判決」に関する昭和五十三年九月五日浦和地方検察庁謄本)

右は昭和二十三年八月十九日浦和地裁第一回公判(裁判長川上彦四郎)において、検事が陳述した公訴事実である。(この公訴事実は龍内局長の告発と趣旨において変らぬことに留意されたい。)これに関して森鋼平弁護人は次の通り検事の説明を求めた。(註、『最高裁大法院刑事部・山本勝市訴訟記録』から抜萃)

弁護人の質問

(一) 本件は昭和二十二年勅令第一号第十五条第一項違反(註、昭和二十二年勅令第十五条第一項「覚書該当者は、公選による公職の候補者の推薦届出(候補者の届出又は推薦届出に関する連署を含む。)又は選挙運動その他の政治上の活動をしてはならない。」)として起訴せられたるものなりや。

(二) 本件公訴事実中、三十回位の経済講演会は被告人が手記に記載せられた約三十回位の講話座談会を指すものなりや。

(三) 右手記の講話座談会を指すものとすれば、大部分に付本件記録上何の証拠もなきに検事は如何なる証拠に基いて之を有罪と断じ起訴したるものなりや。

(四) 「自由党」は本年三月解散し大部分は「民自党」を結成し、少数は「自由党」を結成したるが、起訴状に「自由党」の党勢拡張云々とあるは六年以後の分は「民自党」を指すものなりや。

(五) 起訴状に選挙準備運動とあるは、山本個人の選挙準備運動なりや 自由党(民自党)の為の選挙準備運動なりや。

これに対する検事の回答―

(一) 本件は昭和二十二年勅令第一号第十五条第一項違反として起訴したるものなり。

(二) 三十回位の講演会とあるは被告人手記の講演座談会一覧表(附録F)記載のものを指す。

(三) 証拠については裁判所に於て適当に御判断あらん事を望む。

(四) 民自党の点に付ては弁護士所論の通り。

(五) 自由党(民自党)の選挙準備運動にして山本個人の選挙準備運動に非ず。

右に述べた、弁護人の質問に対する検事の回答を一読すれば、検察側が起訴したのは本意ではないことが誰の目にもわかることと思う。

(3) 検事の公訴事実否定と「不謹慎」の名による求刑論告

被告人の私に対する訊問は第四回公判まで続けられ、第五回公判以後は、時には埼玉県外の地における講話先まで、判・検事が出張し、総数四十名を超える証人訊問が行われた。その結果、私に不利な供述をした者は村山証人のみであった。しかも、その供述は信憑性の乏しいものであった。その内容は後段に譲ること

とする。(註、被告人訊問の中心は著者の經濟講話であるから、前記最高裁記録中より抜粋し、「附録E」として別載する。)

私はいずれの点から見ても前記の勅令に違反しないという確信のもとに、話をしてきたのであるが、それは次の三点を考えただけでも明らかであると思う。

第一、先に述べたように、「追放」後における講話、座談に関する一覧表を作り、自発的に法務庁特別審査局並びに検察庁に提出して、事實調査の便を図ったこと。

第二、証人申請に当り、講話主催者のみならず、私に對して不利の証言をなすべしと予想される村山覚その他社会党系の人々の喚問を申請して、徹底的な真相究明を希望したこと。

第三、昭和二十三年一月以降は、浦和軍政部に對し、予め講話の予定を告げて臨んだこと。(この点については私の証人申請が認められなかったけれども、埼玉県大沢総務部長、田畑通訳官が熟知している。)

かくして、「覚書」該当事たる山本が「自由党乃至自由党系の人々の主催の下に開かれた經濟講演會に出席し」、「自由主義經濟の鼓吹、政府の經濟政策の批判等を行い、以て自由党の黨勢擴張運動乃至は選挙準備運動を爲した」という事由を以て私を起訴した中條檢事も、三ヶ月に及ぶ綿密な公判審理に立會つた後の論告においては、最早私が自由主義經濟の鼓吹、政府の經濟政策の批判を行なつたとは断定しなかつたのみならず、本件は「自由党」の黨勢擴張乃至選挙準備運動をしたものではないと、公判廷において明言するに至つた。しかも懲役一年を求刑したのであるが、その論拠は、「法は被追放者の謹慎を要求するに拘らず、人前に出て講話を行なつたことは、それだけで、講話の内容如何に関係なく、不謹慎といふべきである。謹慎を要求する立法の精神に照らして懲役一年を至当とする」と云うのである。

自由国家と独裁国家とを最も判然と分つものは、法治主義の核心は、政府の活動が定められた法によつて拘束され、國民は各々その如何なる行動に對し、国の強制力が如何に發動するかを予知することが出来、各々の生活設計を立てることである。かくして國民の自由、權利は保障されるのである。もし「不謹慎」の故を以て処罰されるということになれば、國民は国の権力行使に對して不安を抱かざるを得ず、それこそ独裁專制國への転落である。ポツダム宣言は「日本國國民の間における民主主義傾向の復活強化」を要請する。

(註、ポ宣言の「民主主義傾向の復活強化」同宣言十項「前略 日本国政府は日本国民の間に於ける民主主義傾向復活強化に対する一切の障害を除去すべし。言論、宗教及思想の自由並に基本的人権の尊重は確立せらるべし。」)そのためには、憲法に定められるが如く、個人の自由が「基本的人権」として尊重されなければならない。

私は「覚書」該当者として、公職に就く自由と選挙運動その他の政治活動をなす自由を失っているとはいへ、「基本的人権」を全面的に奪われているとは考えない。限定された範囲ではあるが、この自由を守り、自由の権利を行使することは許されているというだけでなく、義務であると信じている。この意味において、自由国家の大原則たる法治主義の否定となり、独裁制国家への転落に通ずる「不謹慎」の故の求刑を、私は軽々に見逃すことはできないのである。

(4) 公正な判決

しかし裁判は公正であった。昭和二十三年十一月十三日無罪の判決が言い渡されたのである。

右判決の理由は、第一に、被告人(山本)供述の「集会が自由党乃至は自由党系の人々の主催の下に開かれ、被告人がそれ等の集会において多数人に対し自由主義経済の鼓吹、政府の経済政策の批判等を行つて、自由党の党勢拡張運動乃至選挙準備運動をした事実についてはその証明がない」というのである。即ち判決は公訴事実を全面的に否定したわけである。

そして第二に、かく断案した証拠につき、被告人の供述及び証人の証言に基いて附録Fの集会言論の概要を個別に述べたあと、進んで集会言論について、同じく個別に被告人及び主催者の行なつた動機と性格に論及し、(a)主催者のすべてに政党並びに政治との関係なく、(b)開催の動機は戦後の混乱せる経済界の諸問題に關する権威者の意見を聞き、企業経営上または日常生活上の指針を得たい点にあつたこと、(c)また被告人も「追放」の身なるが故に、政府の経済政策の批判は行わず、特定政党の勢力に影響を及ぼしたり、選挙準備運動と誤解されるとき言動は認められなかつた、としている。

次いで第三として、被告人のなした講話が所謂政治上の活動に該当するか否かに判断を加え、最後に第四

として、公訴事実の証明がない旨を述べている。以下「判決」から原文のままをここに引用する。(註、以下の誤字は「判決原文」のまま)

被告人の本件第一の(三)認定の集会言論が、昭和二十二年勅令第一号第十五條第一項に所謂政治上の活動に該当するや否やを判断する。

而して右の点について(一)被告人及び主催者の意図、(二)集会、言論の客観的性格、(三)右集会言論によって何等かの政治的影響があつたか、又はその虞れがあつたか、の三点から考察するに、(中略)

(一) 本件の全立証に徴しても、被告人が政治上の活動をする意図を以て前認定の各集会、言論を爲した、と認めるべき証拠がない。(以下略)

(二) 次に本件各集会、言論の客観的性格について案ずるにそれらが政治上の活動であると断ずる証拠がない。

(イ) 前第三の(一)認定の政治的環境(註、前第三の一認定の政治的環境「昭和二十三年一月二十二日第二回国会が開会されたが、自由党は片山内閣不信任案及び国会解散決議案を提出して総選挙を通じて保守新党の実現を図ろうとゆう方針に立ち、当時既に片山社会党内閣は社会党大会における四党政策協定破棄の決定をめぐり党内左右両派の対立抗争によって政権動揺し、二月十日遂に総辞職となり次いで芦田民主党総裁と吉田自由党総裁の指名投票争いとなったことは明白である。)(浦和地裁判決文から、三浦 付記)の下において行はれた西羽生座加須高等女学校における講演会はその政治的環境、その会場の大衆性、その聴衆の一般性の故を以て自明の理として客観的に政治上の活動の性格を帯びるものとゆうを得ない。もとより政治と経済とは今や密接な相関関係に立っていることはゆうまでもないが、国民一般の経済界の動向乃至将来を見透したいとゆう欲求は、必ずしも政治界の動向乃至将来を見透したいとゆう政治的要求と同一ではなく、経済講演会がその動機、実状の如何によつては政治上の活動と離れてその存在理由を持ち得ることは可能である。(中略)須らく講演会の持つ諸要素即ち言論の客観的内容、講演会の雰囲気、被告人の論述態度、講演会の資金、主催者の政党関係及び政治関係、主催者の意図、謝礼の

性質等を考慮してきめるべきである。而してこれらの諸点については、前認定の通りであるから、これを総合判断すれば、政治上の活動の疑ないものと断定される。

(ロ) 而して四及び四以外の各集会及び言論についても、客観的に政治上の活動たる性格を有すると断定すべき証拠はない。

(三) 更に本件集会及び言論によつて何等かの政治上の影響があつたかの点について案ずるに、本件集会、言論がそれ自体、政治的示威乃至陳情であつたこと、本件集会、言論が聴衆その他の者に自由主義経済復興のためには特定政党を支持又は打倒しなければならぬとゆう確信を生ぜしめたこと、それが次の選挙に特定政党へ投票するとゆう気運を生ぜしめたこと、或いは本件集会、言論の結果、民衆によつて政府の政策施行を促進し又は阻止するための示威乃至陳情等がなされたこと。その他の議会の議決に何等かの影響を与えたような実践的効果の生じたことはこれを認めるに足る証拠がない。又斯様な結果の発する虞れがあつたこともこれを認めるに足る証拠がない。

第四、果して然らば被告人の本件言論集会が昭和二十二年勅令第一号第十五條第一項に所謂政治上の活動に該当しないことは明白である。抑々覚書該当者の有する言論集会の自由は昭和二十二年勅令第一号第十五條第一項の政治上の活動をしてはならないとゆう禁止規定の限度において制限を受ける。何となれば同勅令はポツダム宣言受諾に伴つて発せられた命令であり、ポツダム宣言第六項実施のための連合国最高司令官覚書「公職従事に適しない者の公職からの除去に関する件」に基く命令だからである。固より何の爲めに追放が実施せられたかといふことと、現下日本が置かれてゐる情勢を顧みるときは、覚書該当者が政治的意図なくとも講演会といふ規模程度における集会において経済講演をするにゆうことは政治上の活動であるとの疑を受ける虞れがあるから厳に慎しむべきことである。然し被告人の爲した本件言論、集会は、政治上の活動の程度に至らないものであるから、憲法に所謂基本的人権に基くものとして保護せられるべきものであり、昭和二十二年勅令第一号第十五條第一項違反として問題することは出来ない。要するに本件は公訴事実の証明がないから、刑事訴訟法第三百六十二條によつて主文の通り判決する。

判決後、中條検事は、もともと不起訴の方針であつた。どいつて喜んでくれた。その検事が、まさか控訴するとは夢想だになかつたことである。

二、東京高裁公判

(1) GHQの再介入による検事控訴

昭和二十三年十一月十七日、同十三日附（第一審判決の日）で検事の控訴申立があつた。第一審における無罪の判決に対して、再びGHQ民生局課長（前出）のネーピアから横槍が入つたのである。

私は十一月十九日浦和地裁を訪ねて、公判記録を閲読した。その時、中條検事にも会つたが、占領下における検察官の苦衷を聞かされ、また村松判事（地裁公判陪席判事）から、激励の言葉があつたことを、ここに書き添えておきたい。

公判は東京高裁第八刑事部で十二月三日から同月十八日に至る間、五回にわたつて行われ（裁判長工藤慎吉）、同日結審、同二十八日意外にも有罪の判決言渡があつた。

実は第一回公判には、弁護人のみで、私は出頭できなかった。というのは、出廷令状が当日午前十時半頃送達され、私は外出中であつたためである。従つて実質審理は四回であつた。この間、第一審の証人の中から数名の証人喚問がなされたが、第一審における供述を確認した程度で、被告人の私に不利な証拠は、後段に述べる共産党の村山覚証人の出鱈目な供述を除けば、何一つ出なかつた。

第一審における前後十二回、満三ヶ月に及ぶ入念綿密な審理の結果、真相が明らかにされ、私の講話が公訴事実叙述べられてある、自由主義経済の鼓吹や政府の経済政策批判による特定政党の党勢拡張や選挙準備運動でないことが、検事自身によつても認められ、判決で確認されたことは前述の通りである。

かくて、もともと検察側に起訴の意図がなかつたに拘らず、起訴されるに至つたのであつて、そこに如何なる勢力の介入があつたかは、いまここで問題としない。ただ不審に堪えぬのは、控訴申立の理由の中で、私が三十三回の言論集会で自由主義経済の講演をなし、政府の政策を批判したと、再び述べているのは、何を根拠としているのか、ということである。

私は十二月十四日の公判廷において、本件関与の稲川龍雄検事に対して、右の根拠と、第一審が「昭和二

十二年勅令第一号」第十五條第一項の解釈を誤つて居り、これを如何に解すべきかは必要に応じてなすといふが、この二点を明確にしていたきたい、と求めた。これに対する検事の答は、「証拠の認定によるものであるから答弁致しません」と云うだけであつた。

(2) 検事の論告に憤慨

十二月十八日第五回公判において要旨次の如き検事論告があつた。――

「『昭和二十二年勅令第一号』は、昭和二十一年一月四日附「連合国最高司令官覚書」について、立法化されたものであつて、「覚書」該当者は選挙運動其の他の政治上の指導をしてはならないと云うのであつて、之は「覚書」該当者を政治から排除する、即ち其の影響力を根絶するためであると解釈するのが立法の趣旨に応えるものである。

然るに被告人は「覚書」該当者として指定された後に、各所に於て共產主義並統制経済計画経済を批判し、以て自由主義経済を鼓吹し、又片山内閣の経済白書を机上プランとして之を批判したのであつて、その批判し鼓吹したる経済問題は、政府に影響を及ぼすものである。

之等を綜合し、又証人の証言によれば、被告人が「覚書」該当者として指定を受けた後に於ても、政治的活動を為した事実の証明は必要にして且充分である。

よつて相当法条適用の上被告人に対し、懲役一年に処するを相当とする。」

その求刑論告を聞いて憤慨した私は、「容赦しない」という言葉を使った。検事は、私の言葉を取り消せ、取り消さねば考えがある、と云つて怒つた。私は、容赦せぬといったのは「許さぬ」という意味ではなく、余りにも嘘の上塗りをかけて来るなら、何も彼もばらす、という意味で云つたのです。というど、裁判長は慌てて、検事が何といおうとも、裁判長はわかつていますから、と私の発言を抑えたので、私もそれ以上追

及しなかつたが、法廷は一時險悪な空氣に包まれる一幕もあつた。

この後、菅原裕、森鋼平、岩田春之助の各弁護士から弁論があり、最後に私が最終陳述を行った。

(3) 私の最終陳述(要旨)

一、私が「覚書G項該当者」として「追放」されたのは、共產主義者らの陰謀に基づくことを承知して居り、いずれ真相が明らかにされ、解除になるものと確信していたので、政治生活からは全くはなれたのみならず、一層言動を慎しみ、政治上の活動と見られる虞れのないよう言動に注意し、自由主義經濟の鼓吹や政府の政策批判をやらなかつた。

二、私が經濟講話をした主な理由は、謝礼によつて生活費を稼ぐことであつた。そして講話を引き受ける場合には、集會主催者に政治的意図のないことを確め、また講話の冒頭に政治的なことは話さないことをこどわり、内容にも細心の注意を払い、被追放者にも許されるであらうと思われる範囲にとどめたこととは言うまでもない。

三、斯くいう証拠は、第一審に關与した検事がその論告で、公訴事實の重要な点即ち「自由主義經濟の鼓吹、政府の經濟政策の批判」、「自由党の党勢拡張運動乃至は選挙準備運動」を行なつたと認むべき案件ではない、と明言されるに至つたことによつても明らかである。

四、ところが意外にも、「被追放者の身でありながら多数人を前に講話をすることは、法の要求に反する『不謹慎』の行為である」との理由により、懲役一年の求刑があつた。かかる求刑は、法に拠らざる独裁專制の全体主義國家においてのみ認められる事で、言い換えれば、法治の原則を無視否定するもの、といふべきである。

五、然し政治と經濟との密接な關係よりして、經濟理論の通俗的解説や經濟動向について語つた私の講話を、政治活動と断ぜむとするものありとすれば、例えば大学における經濟の講義すら政治論となるといふ背理を犯すことにならう。

六、奇怪に堪えぬことは、被追放者たる山本が「自由主義経済の鼓吹」「政府の経済政策の批判を行った」という、第一審の公訴事実が控訴申立の理由とされている点である。

この公訴事實は、公判関与の検事自ら否定するに至ったことは先に述べた通りであるが、如何なる根拠によつて、控訴申立の理由とされたのか、理解に苦しむところである。この点について当審関与の検事に質問したところ、まともな回答がなかった。

私の、どの話の、どこが自由主義経済の鼓吹であり、政府の経済政策批判であつたのか、事實について一々明確に指摘されむことを望むものである。

七、私が講話のなかで、マッカーサー元帥の年頭教書（昭和二十三年一月一日）を援用した意味について述べておきたい。

（註、三浦）（著者が講話に引用したマッカーサー元帥の年頭教書中の一節）「この経済（ハ独占資本）を解体した経済）こそ企業の自由競争に立脚した資本主義原則を実現する経済であり、永年の経験が示すように、この経済だけが人類の進歩に不可欠な個人の創意とエネルギーとを發展させる最大の刺戟を与えうるのである。」

村山覚証人は、第一審の法廷において、「被追放者たる山本が政治文書であるマッカーサーの年頭教書を読んで聞かせた、という事実が、それだけでも政治活動と認められる」と供述した。

私が右教書を援用したのは、日本経済の将来を決する要素はいろいろ考えられるが、日本管理に絶大な権限をもつ占領軍最高司令官の意思如何が、重要な予測材料となると考えた上でのことである。そして右教書の内容から見て、日本の将来は、社会主義的計画経済でなく、早晚自由な資本主義経済となるであろう、と語つたのである。即ち単に経済動向の予測材料として援用したに過ぎず、政党の勢力とか選挙等とは全く関係なく語つたものであつて、これを以て政治活動と断ずることはできない。

要するにこの事件は、日本共産党員村山覚、古末憲一等が、親密な関係にある龍内特別審査局長と共謀して、私の「追放」解除を妨げる目的で計画的に捏造したもので、誤解と悪意の産物であり、元來問題にもならぬ性質のものである。

(註、三浦) 古末憲一は昭和六年以来の共産党員で、当時共産党東武地区委員会委員長。山本が起訴された時「山本勝市起訴さる云々」のポスターを加須町の委員会事務所前に貼ったこと、その中に「共産党は山本の講演を勅令違反として断固告発した」という字句を用いたことを浦和地裁第十一回公判で供述した。そのあとで「それでは共産党として告発したのか」との訊問に對して、「告発は村山が個人として為し、後で党へ報告した」と前後辻褃のあわぬことを述べている。

八、今、私が衷心の願いとするところは、裁判官各位が如何なる外圧にも屈することなく、事の真相を明察され、良心の命ずるところに従い、毅然として裁判されんことである。それは単に私一個の運命にかかわる問題としてよりも、日本裁判の威信を中外に示す意味においてこゝが冀うものである。

(4) 有罪判決とその理由―法文の拡大解釈

昭和二十三年十二月二十八日の判決は、「被告人を禁錮八月に処する。訴訟費用は全部被告人負担とする。」というものであった。

この判決を聞いて私は啞然とした。というのは、先にも述べたように第一審の無罪判決を覆えすような、被告人に不利な証拠は審理過程において見出せなかつた、と私は信じていたからである。

判決理由は、被告人の略歴、被告人の経済思想並びに政治経歴、「覚書」該当者とこれに対する訴願、政治上の活動の四点から成る。その要旨を東京高裁判決から引用しておこう。―

(被告人の略歴) 大正十二年京都帝国大学経済学部を卒業。和歌山高等商業学校教授、文部省国民精神文化研究所々員を歴任、昭和十八年依願免官、その間東京商科大学より経済学博士の学位授与。昭和二十一年十一月鳩山一郎結成の「日本自由党」創立委員、同党成立と同時に政務調査会副会長に就任、昭和二十一年四月の総選挙に埼玉県より立候補して当選、翌二十二年四月の総選挙に埼玉県第四区より立候補して選挙運動中、覚書該当者に指定されて政界より退いた。

(被告人の経済思想並びに政治経歴) 京都帝国大学において河上肇に師事して、当初はマルクス主義経済

学に立脚していたが、大正十四年二月より二ヶ年半文部省在外研究員として在佛後、その立場を改め、爾後、昭和二年頃より自由主義経済学者として終始し来たものである。

「然るに被告人の自由主義学説は、昭和十一年頃から政府の政策の全体主義化の傾向と衝突する様になり、支那事変勃発後、日本の政治経済が急速に全体主義化しはじめると、被告人は之を批判した為、昭和十八年二月辞表の提出を求められ、之を拒絶するや、前記の如く同年八月休職を命ぜられ、次いで依願免官になり、その職を退くに至ったのである。」

「これより先、昭和十四年頃、被告人発表のパンフレットに鳩山一郎が共鳴したが、「次いで昭和十五年國民精神文化研究所機関誌に発表の被告人の論文『笠信太郎の日本経済再編成批判』を、右鳩山が被告人承諾の下に印刷配布したことにより、被告人は鳩山と相識るに至り、前記の如く鳩山が「日本自由党」を結成するに際し、同党の経済理論担当をするに及んで」依嘱「その創立委員として政界に關係することとなり、昭和二十年十一月同党結成されるや、政務調査会副会長」、「昭和二十二年一月右副会長辞任」、「同党の経済再建委員長となり、尚昭和二十一年四月衆議院議員に選任され、翌二十二年四月「覚書」該当事者として指定され政界を退くに至るまで、前記自由主義経済を基調とする同党の経済政策樹立に参劃したものである。」

（被告人の「覚書」該当事者としての指定とこれに対する訴願）

被告人は前記の如く、昭和二十二年四月七日（中略）「覚書」該当事者として指定を受けたが、これを不当として、公職資格訴願委員会に右指定の解除を求めたけれども、昭和二十三年五月十日附内閣より右指定を解除せぬ旨の通知を受けた。然るに被告人は、前記指定が誤解に基くものであり、当然解除せられるべきものとして、其の旨を他に話したこともあり、又被告人の支持者の中にも被告人が右指定を解除された後、再び政界に立つことを勧めていたものがあつたのである。」

（被告人の政治上の活動）

被告人は、「覚書」該当事者として指定されて後、二十数回に亘り講演・座談会をなし「被告人の二十

年来の自由主義者としての立場から、自由経済を主張し、社会主義乃至共產主義に對抗して計画経済乃至統制経済を論議批判し」「現下の経済的具体的問題としては、(イ)インフレ問題(日本経済の動向)、(ロ)物価問題、(ハ)平価切下問題、(ニ)貿易再開と外資導入問題、(ホ)食糧問題、(ヘ)農村恐慌問題等について、被告人の抱懐する自由経済の見地から夫々問題を究明解説し」「自由経済を歓迎する傾向にある中小商工業者農民(組織的農民を除く)を啓蒙して」「被告人又は被告人の主張と同旨の経済政策を掲げる保守政党の政治勢力を保持し、又は伸張するに寄与する行為を為したものである。」「証拠を按ずるに、被告人の略歴、経済思想、政治経歴、覚書該当者としての指定と、之に対する訴願の点は、被告人の当公廷における判示同旨の供述(中略)により、これを認め、被告人のした各個の講演又は座談の概要が別紙(1)乃至(2)記載の如くであった点は、被告人の当公廷における判示同旨の供述(右供述に引用された被告人提出の昭和二十三年八月三十日講話講義乃至座談に関する詳細記録と題する書面中の記載内容並びに原判決理由中第一の(ロ)及第二の記載を含む)中各関係部分に付判示と同旨の供述、原審公判調書中、証人二十四名(証人名略)の「供述記載中、夫々関係部分に付判示に副う趣旨の記載のあることを綜合して、これを認めることが出来る。」「而して右講演会及座談会に於ける講演・座談が、判示の如く政治上の活動に該当すると認むべき点」は以下の通りである。

一、「被告人の抱懐していた経済思想並びに被告人の政治経歴が前示認定の如きものであること」
二、「被告人の当公廷における」以下の供述。

(1) 「自由経済は約二十年來の主張であつて、それに対しては、社会主義乃至は共產主義を信奉する以外の者は程度の差こそあれ、全国的に共鳴者があると思う」(以下略)

(2) 「聴衆は大体に於て業者が多いのでそのききたがることは、株の問題とか、物価の問題とか、現実に即した問題についての話が多かつた。浦和で講演したときは、学生が多かつたので共產主義を批判したこともあつた。」

(3) 「私は自由主義経済を一般に啓蒙したことはないが、私の説に共鳴した人が保守系の者である

ことは常識から云えると思う。」

(4) 「選挙地盤内で講演したことは相違ないが、私は頼まれたからやっただので、主催者は何れも私を尊敬した人達である。聴衆はその利益を代表する政党を支持する場合もあると思うが、私がした講演を聞きに来た人は、大体同じ顔ぶれで、私は昭和十六年以来話していた。」

「私が自由党に入ったのは、私の主張する経済理論が正しいと鳩山氏が認めていたことに関係があり、(中略)入党後政策として立案したものもあるが、それが実施されたかどうかは知らぬ。

「私が多数回に亘り講演した意図は、一つは生活の為の謝礼金を得る為、一つは経済に悩んでいる業者の参考となる具体的な話をしてやることと、一つは学生に対する啓蒙であつた。」

三、当審に於ける村山党の供述。「昭和二十三年一月十八日、加須町の光明寺で行われた山本勝市の講演会及同年二月十五日加須女学校で小汀と共同で行われた講演会を聞きに行き、「追放者たる山本や小汀が政治的な話をしていると云う意味の投書をGHQの政治部長に投書したことがある、山本は二月十五日の講演で「どの政府でも自由経済でなければうまく行かぬと云うようなことを云い政策とか支持政党をあげたかどうかはよく覚えていないが、「その裏付となる様なこととか、片山内閣の経済白書批判はあつた様に思う。私がこれを政治活動としたのは、当時片山内閣が崩壊の一歩手前で、議会解散・総選挙の機運で各政党人が諸処で講演会をしている最中であり、山本は昭和二十二年四月頃追放になつたと記憶するが、当時一部の者は追放解除になるといふ新聞の論調もあり、山本が述べた自由経済は自由党の政策でもあるようなところから、自由党の党勢拡張の為の政治運動であると思つたのである、との趣旨の供述。」

四、「右期間に於ける国内の政治状況」を省みると昭和二十二年九月片山内閣が所謂炭鉱国管案を国会に上提するに及んで、政局は頗る不安定となり、同案は幾多の波瀾を経て、同年十一月末漸く国会を通過したが、次いで官吏生活補給金問題、鉄道運賃及び通信料金値上げを骨子とする追加予算案を提出するに及び、与党たる社会党の反対に遭い、遂に昭和二十三年一月片山内閣は総辞職し」

(註、三浦) (片山内閣の総辞職は昭和二十三年二月であつて一月ではない) その後二月十日に至り、芦田内閣が成立した(註、三浦) (芦田内閣の成立は三月であつて二月ではない) が「間もなく与党の「民主党」が分裂し、その一部は自由党主流と合体して三月十五日「民主自由党」の結成を見る等、政局は混乱を極めていた(以上の事實は当裁判所に顕著なる所である。)

「以上各証拠と前認定の講演会及座談会の内容及び状況を綜合して考えて見ると」(1) その場所が被告人の選挙地盤たる埼玉県下が最も多いこと、(2) 「会の発起人並びに聴衆は、被告人の主張する自由経済を歓迎しこれに共鳴又は少くとも興味を有すると認められる中小工商业者」が最も多く、その内には、被告人の所説に傾倒する強力なる支持者が相当多いこと、(3) 講演又は座談の内容は(中略) 「之を通観すれば被告人が二十年来主張して来た自由主義経済理論に基いて自由経済と統制経済、計画経済と比較し、その利害得失を論じ或は共産主義の誤謬を説き、又は現下の具体的な経済問題即ち物価問題、食糧問題、農村恐慌問題に対して解説や見透しを述べたものであつて、以上の如き政局の混迷期において前示の如き政治経歴を有し且「覚書」該当者として指定後も之を不当として訴願を提出している被告人が、嘗ての選挙地盤たる埼玉県等に於てその主張する経済政策に共鳴している中小工商业者等に対し、自己の抱懐している自由主義経済理論に基き各種経済の優劣を説き共産主義を批判し又現実の経済問題に付解説をなし指導を与える如きは、之により聴衆を啓蒙して自由主義経済並びに之に基く政策を支持させ、延いて被告人の説く自由主義経済を政策の基調とする政党、特に「自由党」乃至「民主自由党」を支持させ、又は之に反する政策を採る政党より離脱させる結果を生ずることとなりこの意味に於て被告人又は自由主義経済政策を掲げる政党の政治勢力の保持又は助長に寄与するものであつて、一種の政治上の活動と認められなければならぬ。蓋し國民生活の安定向上を図ることが政治の基本目的であり、一方國民生活は個人経済家庭経済から一國の経済を基盤としていることは言うまでもないことであつて、殊に現在の如き民主的立憲政治下にあつては、政治と経済とは密接な関係があり、経済に対する態度は政治の最も重要な部

分をなす経済政策の方向を決定する基本となるものであつて、経済に関する論議は現実的利害と直結するものであるが故に、政治の動向に多大の影響を与えることは常識上顕著なものであるからである。而して被告人の行為が右の様な意味に於て、被告人又は自由主義経済を掲げる政党の政治勢力の保持伸長に寄与し得る性質のものであることは、被告人に於ても当然その認識があつたものと推認するのが相当である。以上の理由により、被告人の前示の行為は所謂政治上の活動に該当するものと認められなければならない。依つて判示の事實は、全部其の証明があつたものとする。」

被告人は、政治活動とは具体的にいへば (イ) 特定の政府を倒し又はこれを作らうとする諸運動

(ロ) 特定の政府の政策を批判しこれを変更することを目的とする諸般の活動 (ハ) 選挙の為の諸般の活動を指すものと解するが、被告人の行為は、このいずれにも該当するものでなく、単に経済理論を説明し又は経済問題に付解説を行ったに過ぎないのであるから、右は昭和二十二年勅令第一号第五條の政治上の活動には該当しないと主張するので、この点を考察する。「抑々昭和二十二年勅令第一号は昭和二十一年一月四日の「覚書」に基き制定されたもので右「覚書」はポツダム宣言第六項に規定する日本国民を欺瞞し世界征服の挙に出づるの過誤を犯さしめた者の権力及び勢力を永久的に除去せんとする目的を達成する為発せられたものである。従つて「覚書」該当者の支配力を排除し影響力を拂拭することが同令の目的とするところであつて、「覚書」該当者として指定されたものが果して「覚書」の各條項に該当するものであるかどうか乃至はポツダム宣言第六項(中略)に該当するかどうかは、右勅令を論ずるに當つては論外とされる。而して同令第十五條第一項(中略)の趣旨は、これを同令第十一條(公職にある者が「覚書」該当者より支配を受けることの禁止)第十二條(公職にある者に対する「覚書」該当者の支配の禁止)第十三條(「覚書」該当者の退職當時の勤務先への出入禁止)第十三條(「覚書」該当者の報道機関の役職員の退職及就職禁止)の規定と対照するときは、同條は「覚書」該当者が従来有した政治的支配力又は影響力を保持又は伸張せんことを図り、又はその支配力乃至影響力を用いて政党其の他の政治的諸勢力の消長を来さしむ

る虞^{おそ}れある行為を禁止しようとする趣旨と解せられるのであって、政治上の活動と雖も、右の様な影響力のないと認められる選挙権の行使は禁止されるものではないが、本件の如く被告人又は被告人と同趣旨の経済政策をとる政党の勢力維持伸張に寄与するものと認められる行為は、同條に所謂政治上の活動に該当するものと解するを相当とするから、被告人の主張は理由がない。」

「被告人の所為は、昭和二十二年勅令第一号第十五條第一項第十六條第七号に該当するから所定刑中禁錮刑を選択し、その刑期の範囲内に於て被告人を禁錮八月に処することとし、訴訟費用は刑事訴訟法第二百三十七條により被告人をして全部これを負担させることとする。」

裁判長が判決理由を読み終つても、私は裁判長を睨みつづけたまま法廷を去らなかつた。暫らく睨み合いがつづいたが、裁判官の方が先に退廷したので、私も法廷を出た。そのときの緊張した法廷の光景も、今なおはっきりと記憶している。

私は、浦和地裁で「公訴事実の証明がない」という理由で無罪であつたのだから、有罪判決を言い渡すなら、事実の再調査をする筈である、それもないのでから、第一審同様に無罪の判決が下るものと信じていたのである。まさか、「追放」は被追放者の政党または政治勢力保持伸張に対する影響力を断つたために行われるのであるから、講演はもちろん、影響力を及ぼし得るとみられる人々の前にでるだけでも政治活動と解するということのように、「政治上の活動」の意味解釈を変えることまでして有罪の判決を下すとは全く予想もしなかつたのである。

(註、三浦) さきに文中の「註」でも記したように片山内閣の総辞職は昭和二十三年二月で、一月ではないし、芦田内閣の成立は同年三月であつて二月ではない。単純ミスではあろうが、判決内容としては余りにもお粗末である。

また、昭和二十三年二月十四日の羽生座における聴衆は、第一審では約二百名、同月十五日加須女学校では同じく約二百名であるが、当審の判決文中には、前者が五百名後者が三百名と記述されてあるが、これも単純ミスなのだろうか。

また、浦和での「講演」の相手は青年学徒約十名で、「講演」というほどの規模程度のものではない。況して講話が特定政党の勢力保持伸張に寄与すると断定する理由の一とすることは、常識上無理ではなからうか。

三、最高裁公判

(1) 上告趣意書

東京高裁判決後、千早賢正弁護士に上告手続を依頼して帰宅した私は、早速「上告趣意書」の執筆に着手した。翌二十四年一月初め、いま亜細亜大学教授をしておられる夜久正雄君と妻が謄写刷の原紙を切つてくれた。物不足の頃で、凍えるような寒さの中での作業であつたことを忘れがたい。

右「趣意書」は千早弁護士名で一月十五日最高裁へ提出した。以下同「趣意書」の要旨を掲げるが、第一点から第四点までは私が原稿を書き、第六・七点は橋本三郎弁護士が追加してあとから提出したものである。その要旨を述べれば、以下の通りである。

第一点 「原判決は『昭和二十二年勅令第一号』第十五條第一項にある所謂『政治上の活動』の解釈を誤り不当に同法を適用している違法の判決である。

第一点ノ一 原判決は、右勅令の「淵源たるボ宣言第六項に『勢力を永遠に除去する』とあることを理由として、『同條の趣旨は「覚書」該当事者が従来有した政治的支配力又は影響力を保持又は伸張せんことを図り、又はその支配力乃至影響力を用いて政党其の他の政治的諸勢力の消長を来さしめる虞ある行為をする事を禁止しようとする趣旨と解される』となし、被告人の講演乃至座談は『政党其の他の政治的諸勢力の消長を来さしむる虞ある行為と認める』というのである。」

「このような『政治上の活動』の解釈と適用とを許すことになれば、政治的影響ありと認められる行為は、殆どすべてが『政治上の活動』ということになり、ただにマルクス思想の批判のみならず、(中略)スミスの思想を批判することは自由党の勢力に及ぼす虞ありとして『政治上の活動』と認められ」ることになる。故に学説・思想に関する講演・座談・著述の一切が「政治上の活動」とされ、「追放」されて上述の行為を

なした者が起訴されれば、すべて有罪とならなければならぬ。

「若しまた一般に政治上の活動の意味を原判決の如く解するとすれば、政党の勢力の消長に影響する虞あるもの」に対する有罪判決の裁判も、「政党の勢力に影響する虞あるものと認められ」るから、同様に政治上の活動と見られなければならない。もとより左様な行為が一般通念として、政治上の活動とは見られないことはいうまでもないし、恐らく原判決も同一見解をとるのである。「そこで原判決では一般人が行えば『政治上の活動』とは見られないある行為が、『覚書』該当者が行えば『政治上の活動』となるという解釈」をしていないことは「法令に明らかであるが、「一定の『活動』そのものが一般人には許されて居り、覚書該当者には許されて居り、覚書該当者には『政治上の活動』となるという如き『政治上の活動』の解釈は許される筈」がない。法に特別の規定もなく、判例もない場合に於ては、一般の通念により解釈すべきは当然」である。

第一点ノ二 「民主主義的自由国家と全体主義独裁国家を最も判然と分つものは『法治』の存否であり、法治主義の核心は政府の一切の活動が予め規定され、予め公知せしめられた法によつて拘束される」点にある。「この法によつて国民はその行為に対し国家権力が如何に発動するか」を予知出来、それを基礎として各々の生活設計を立てるのであつて、かくして「民主主義の核心となる個人の自由は保障される」のである。「原判決の如き、法に特別の規定なきに不拘」一般通念をこえる極端な拡大解釈が許されるならば、結局個人の自由存立の基礎が失われるに至る。「このような民主主義国家の前提たる法治主義を破るような法解釈は、絶対に許されぬと思う。」

第一点ノ三 「昭和二十二年勅令第一号第十五條第一項に所謂『政治上の活動』は、原判決の如く一切の政治上の活動を意味するものでなく、特に選挙においての政治活動を意味するものと解するのが、妥当と考へる。」右條項は文の体裁からみて、「候補者の推薦届出又は選挙運動は政治上の活動の主なる例示と解するのが至当」である。故に「ここにいう『政治上の活動』とは、選挙における政治上の活動のうち候補者の推薦届出、選挙運動以外の、それに準ずべき政治上の活動を意味するもの」と解すべきである。

このことは、昭和二十二年四月総選挙前、「覚書」該当者も推薦状に名を列ねたり、応援演説をする位は差支なきやが疑問となり、これを解決するため、昭和二十二年勅令第七十七号を以て、この一項が追加された事情を考えれば事理明白である。

第一点ノ四 「原判決の法解釈が妥当でない一つの資料。」

同年十二月二十四日東京高裁における「河野一郎氏についての判決は、所謂『政治上の活動』を解釈して、『その体裁から見ると所謂公選による公職の候補者の推薦届出及び選挙運動は政治上の活動の例示と解するを相当とする、而し右推薦届出又は選挙運動は候補者に対し政治上の影響を及ぼす政治上の活動であるから、その他の政治上の活動をこれに準ずるものとすれば、本條項は『覚書』該当者の一切の政治上の活動を禁止しているのではなく、候補者その他に対し政治上の影響を及ぼすべき政治活動を禁止するものと解す」というのである。

第一点ノ五 「原判決は『経済と政治との密接な関係』を根本理由として、被告人の二十年来の学説の発表のみならず、物価や株価の見透しまでも政治の動向に影響を及ぼすべきものとして政治上の活動と解する」が、かくては経済講演即ち政治講演、経済活動即ち政治活動となる。かような解釈が妥当でないことは多く説明を要しないであろう。

第一点ノ六 「原判決は学者の研究発表を政治活動と解して居る。」「原判決が（被告人の経済思想並びに政治経歴）という題目の下で述べている所は、昭和二十年の末から二十二年の春まで約一年半をのぞいては、全部学者として、教育者としての経歴であるに不拘、すべて政治経歴として解釈している。政治上の活動のこのやうな解釈は、憲法に所謂『学問の自由』を解せざるものと考える。」

第一点ノ七 原判決が「昭和二十二年勅令第一号」第十五條第一項の趣旨を、「覚書該当者の従来有した政治的支配力又は影響力」の保持伸長、「その支配力乃至影響力を用いて政党其他の政治的諸勢力の消長を来さしむる^{おそ}虞ある行為」の禁止と解することは前記の通り（第一点ノ一参照）であるが、かりに右解釈を認めるとしても、被告人の講話が「従来有した政治的な支配力又は影響力を用いて」やったものでない事は、

「被告人の行った集会言論について、具体的に吟味すれば明らかで、「用いられているものは学問の力であつて政治の力ではない」、招かれたのは、「学者としての被告人であつて、曾ての政治家としての被告人ではない」。

「然らば原判決の法解釈を認めたとしても、これを被告人に適用したことは明らかにあやまり」である。

「況や原判決の如く、同條項の趣旨が軍国主義の打破」にあること、また被告人の思想経歴が自由主義者として軍閥の圧迫をうけたことを承知しながら、「その反軍国主義的な影響力をも拂拭せんとすることは明らかに矛盾であつて、ポ宣言第六項の趣旨目的にそむくものであることは自明」である。

第二点 「上告理由の第二は原判決が法令に違反しているという」ことである。

第二点ノ一 原判決の事実認定は「之を通観すれば」というだけで、「被告人が追放後自由主義経済の鼓吹、政府の経済政策の批判を行った」という特別審査局の告発事実及検事の起訴事実について具体的な指摘がなされていない。「或は原判決は、事實は『別紙』記載の通りという」のかも知れぬが、その別紙二十回の講話記録のどこにも「被告人が自由経済を主張したり自由経済の立場から解説や見透をしたという証拠がないだけでなく、例えば経済の見透しの場合には、主張や立場を入れると必ず見透しを誤ることは常識上明らかであり」「それ故経済の見透しには、主張や立場が入っていない事を推知するのが当然」である。犯罪事実の具体的指摘のない原判決は、「証拠法無視の違法と考へ」る。

第二点ノ二 原判決は「政治と経済との密接なる関係の存在を理由として」、「被告人の行為が、被告人又は自由主義経済政策を掲げる政党の政治的勢力の保持伸張に寄与し得る性質のものである事は、被告人に於ても当然その認識があつたものと推認するのが相当である」と述べている。

しかし私は「追放」と共に、一切の政党其の他の政治団体や政治家との関係、交際を絶つていたこと、政治的意図ありと疑われる集会には出席しなかつたことは、第一審における証人の供述に明らかである。

また、特別審査局の告発前及び検察庁の起訴前に、私が「講話乃至座談一覧表」を夫々に提出して徹底的調査に便宜を供したこと、昭和二十二年十二月総選挙が噂されている最中に、選挙区外の草加町に転居したこと、集会の主催者がすべて政党並びに政治に関係がなかったこと、更にまた、すべての集会が計画的でなく偶発的になされたこと、以上のような諸事情を考えあわせるとき、被告人の講話が政党の勢力伸張に寄与し得るものと被告人が認識していたなどと『推認』すべきではない。「原判決が政治と経済との関係という如き抽象的論議を以て犯意を『推認』したのは、これ亦明らかに証拠法無視の判決」と考える。

第二点ノ三 「原判決は国内の政治情勢が混沌を極めていたとの事実を認定して之を重大な判決要素」としているが、「一学究が偶々招かれて片田舎の業者の小集会で行った」経済講話が、「一国の大政党の勢力の消長を来たすほど、極度の混沌状態にあつたか否かの判断の如きは」「確実な証拠に基かざして認定すべきではない。単に「当裁判所に顕著なる所である」という右事実認定は、「明らかに証拠に基かぬもの」で、「証拠法無視の違法である」と考える。

第三点 「原判決はその理由に明らかな齟齬（くいちがい）」がある。

第三点ノ一 原判決は被告人の政治経歴を判決の一理由としているが、その叙述の「大部分は政治経歴ではなくして学者的教育的経歴」である。

第三点ノ二 「原判決が被告人の政治的経歴として証拠に挙げている」ことは「自由主義者として軍国主義者、共産主義者等の左右両翼全体主義思想との学者としての闘いの経歴」に他ならず、「軍国主義の政治的影響を拂拭せん」がための「裁判の判決理由として反軍国主義的活動経歴をとりあげた」ことは、この裁判の「根本的齟齬（くいちがい）の一つ」である。

第三点ノ三 罪となるか、ならないかは被告人の経済思想や「追放前」の思想的闘いの経歴ではない。「追放後の行為如何を何等の具体的証拠を示さずして、過去の経歴や思想そのものから彼此（かれこれ）いうことは、判

決理由として重大な齟齬（くいちがい）である。

第三点ノ四 「原判決は証拠として村山覚・共産党員の供述を指摘しているが」、この事件の発端は、彼が瀧内禮作特別審査局長へのメモ（政治活動云々のGHQ宛投書）並びに、特別審査局調査官への談話により、その内容が出鱈目であったことは、第一審公判記録に明白である。而して村山は「被告人を政治活動としてやつつけ」るために行動したことは、それが埼玉県東部地区共産党の計略に生ずるものであったことは、第一審における村山及び同地区委員長古末憲一の供述に明らかである。右諸事情を考えれば、村山の供述については、その真偽について慎重に検討すべしと思わるるに拘らず、そのまま信じて之を有力な判決理由として採り上げている。しかもその村山ですら公判廷で取り消した事実までも、そのまま証言として引用しているのは、明らかに不当である。

第三点ノ五 原判決が指摘する二十二回の講演・座談が行われたのは、判決で指摘された政局混沌の一部の期間に過ぎない。それにも拘らず、講演・座談の時期が政局の混沌期であったごとく述べているのは自己矛盾であり、判決理由の齟齬といわねばならない。

第四点 原判決を破棄しなければ著しく正義に反する（新刑訴法第四一一條）

第四点ノ一 本件は、日本共産党員村山覚、古末憲一等がその親友たる法務庁特別審査局長・瀧内禮作と通謀して、共産主義の論敵たる被告人を葬らんがために、計画的に捏造したものであることは、第一審の公判記録に明白である。

浦和地方検察庁は、瀧内の告発に基いて事情聴取を行なった結果、右告発事実が重要な点において村山の虚偽の談話にあることを発見したため、一旦不起訴と決定したのであるが、「それが所謂客観状勢の圧力によつて起訴せられたといわれている」。

しかし第一審裁判所は三ヶ月に及ぶ入念な証拠調べの結果、「公訴事実の証明がない」として、無罪の判

決を言い渡したのである。そして第一審の検事も右判決に満足していた、と信ずべき瀝然たる理由がある。ところが「再び客観状勢の圧力」により、検事控訴となったのである。

元來被告人が軍国主義者ではなく、否軍国主義者達の圧迫をうけてきた自由主義者であることは、世間の常識であつて、「覚書」該当者としての指定が共産主義者宮川実等の陰謀によることは、公職適否審査委員会の記録そのものに明白である。訴願の結果、訴願委員会が二回も追放解除を決定したことも、今では周知の事実である。

この解除決定が実を結ばなかつたのは、GHQの許諾以前に共産黨員が龍内特別審査局長と組んで本事件を造り上げ、GHQ及び訴願委員会に報告し、検事総長に告発したことが重大な障礙になつたことは、同委員会関係者が十分に承知の筈である。

かくの如く、二十年來自由主義者として一貫してきた学者が、共産主義者達の悪質な戦行の犠牲となる如き原判決は、共産主義の勢力伸長に寄与し得るのみならず、「著しく正義に反する」といふべきであらう。

第四点ノ二 原判決は、その別紙記載の「被告人の行つた講演又は座談の概要」は第一審の判決文からの抜粹にすぎない。然るに右記述は、被告人の行為の非政治性を立証する第一審の記録について、きれいに省いている。而かも、とんでもない過つた事実すら書き加えている。一例をあげるならば、第一審判決文中の「草織会（昭和二十三年一月十日新年宴会を兼ねた座談会を主催）は草加町織維業者の親睦団体であつて何等政治的色彩を有しない」「被告人は酒席談笑の間、問われるままに世間話的に語つた」「特に座談会といふべきものですらなく席上政治的論議はなく実業家の新年宴会であつた」といふ記載を省き、証人岩崎繁蔵氏の証言の中の言葉を誤解して「この会は（中略）岩崎繁蔵の発起によるもので同人は草加町会議長の職にあり云々」と書き加えている。誤解というのは、岩崎氏は、証人に呼ばれた際は町会議長であつたが、問題の集会当時はまだ町会議長ではなかつたのである。

右に述べた第四点の指摘だけでも、このような判決が破棄されなければ、「著しく正義に反し」國民が裁

判の權威を認めなくなることは疑を容れる余地がないと信ずる次第である。

以上の理由により原判決は当然破棄せらるべきものと認めざるを得ないのである。

尚橋本三郎弁護士が二月十五日つぎの二点を加えて最高裁に提出した。即ち控訴裁判所が覆審であり、第一審裁判所の公訴事実の当否を判断するという範圍を逸脱し、刑事訴訟法第四百一條に違反すること（第五点）、証拠法に基かずして犯罪事実を認定したもので、同法第四百七條及び第三百六十條違反の判決であること。（第六点）

（註、山本勝市）

第一審における四十余名の証人中、唯一人被告人に不利な証言をした村山覚・共産黨員の証言が如何に政治的であり、また出鱈目であるかを立証するため、公判定における彼の証言の中から、若干の事例を指摘する。

- (1) 中條検事の聴取書によると、村山はC I Cへ投書したと述べているが、法廷ではG H Q政治部長に投書したと供述している。
- (2) 村山は投書の写よりのものを法務庁関係者へは渡さぬと証言しながら、第二審で弁護士に「龍内は村山からもらったといっているが、」と追及されると、「渡したかも知れぬ」と答えている。
- (3) 村山が光明寺の座談を聴きに行った動機について、被告人の質問に対し「被告人を政治活動としてやってやるという意図も少しはあった」旨答えている。
- (4) 「二月十五日の加須女学校の講演で被告人が「片山内閣の経済白書の批判をした」と供述しながら、後で検事（第二審）に対し「加須女学校では経済白書の批判はしなかった」旨を答えている。
- (5) 第二審検事の質問に答えて、被告人が光明寺の座談で経済白書批判の内容として「十月になれば黒字になると政府がいったが、ならぬ」と述べたように証言しているが、第一審では、被告人は単に「テープ

(6) ルブラン」と云ったので、黒字云々は村山の考乃至国民衆知の事実として述べたようになっていた。法務庁特別審査局調査官への「村山談の内容につき、第一審裁判長の「証人は他から聴いただけで、其の事実が間違いないかどうか、はつきりしない事を間違いない様になっているが、それでは無責任ではないか」という問に対し「これはただ先方が聴くだけの事ですから、それほど重要な意味のこととは思いませんでした」と村山は答えている。しかし乍ら村山証言に明かな様に、彼自身龍内特審局長へ被告人に関する投書の事実を語りコピーまで渡した後に、特審局から調査に来たのであり、而も第二審村山証言によれば、調査官の宿へ夜分訪ねて話し、雑談までしているし、調査官が村山の話をもメモしていた事も村山が証言している。かかる事情を考えると、重要なこととは思いませんでしたというのは「無責任」を弁解する為の嘘であることは明かである。

(7) 光明寺座談会席で被告人に対して村山が行った質問に関し、第一審村山証言の中には次の様な矛盾した事が平気でのべられている。「私は山本先生は戦前から自由経済を主張しているが云々」といい、そのすぐあとで「私は以前山本の著書を読み、山本が統制経済を支持している様な印象をうけていますので云々。」

(2) 大法院における審判

昭和二十四年二月二十三日最高裁大法院（刑事部）において、塚崎直義裁判長ほか十一名の裁判官、裁判所書記及び最高検察庁小幡勇三郎検察官列席の上、私に対する昭和二十二年勅令第一号違反被告人事件の上告審が行われた。

まづ、当日出頭した菅原裕、森鋼平、橋本三郎の各弁護人が上告趣意書について陳述した後、検察官から論告があった。その趣旨は原判決を全面的に支持し、上告は棄却すべきであるというもので、ここに紹介することは煩わしいだけであるから省略する。

このあと、裁判長は「判決期日は追って指示する」旨を告げて閉廷した。

(3) 判決は平和条約発効後

第一部で述べたように、昭和二十五年十月十三日に「追放」は特免されたが、なかなか判決期日の知らせがない。しびれをきらした私は、この間二度ほど判決促進を願い出たが、「あなたのためでもあります」といわれた。

結局、昭和二十七年平和条約発効まで待たなければならなかったのである。

同年六月十八日「昭和二十七年政令第一一七号大赦令により大赦があつたので、検察官の意見を聴いた上（中略）裁判官全員一致の意見で」

「原判決を破棄する」

「被告人を免訴とする」

という判決言渡いいわたしがあつた。

結審後三年有半のことで、原判決は破棄されたとはいえ、「免訴」であつて、無罪ではないから、訴訟費用の補償を請求することも出来ず、全く面白くなかつた。

右判決後のことであつたか、時期は忘れたが、東京高検に稲川検事を訪ねて、「いろいろ心配をかけました」というと、「そういわれると、穴へも入りたい氣持」といわれたことが忘れられない。

附 録

- A (証明書) 野辺地 東洋氏
- B マッカーサー最高司令官宛の陳情書
- C G H Q 政治部ケーデイス次長宛の陳情書
- D (証明書) 中山 伊知郎教授
- E 浦和地裁での供述
- F 山本 勝市提出の集会明細表

(B・C・E・F) || 山本勝市記

あとがき

(附録 A)

国民精神文化研究所・研究生指導科を指導した
山本勝市氏の態度についての証明

野 辺 地 東 洋
(以後の略歴・末尾)

山本氏は、私が共産運動に関係して逮捕せられて以来の私の尊敬する師でありました。

氏は常に変らない一つの原則をもつて国民の指導に当りましたが、私が以下で述べようとすることは、かつて私がそこで研究生として指導を受けた国民精神文化研究所の研究生指導科における氏の活動についての私の見解に限りません。予め申しませんが、私は特に山本氏の利益のために語ろうとしているではありません。私が氏について語るのは第三者の立場から厳格公正に語ろうとしているのであります。私はこのことを良心に誓います。

研究生たちを教えるために山本氏によつてとられた基本原則は、マルクシズムについての研究の自由ということでした。

どの教室でもマルクシズムに関する赤いカバールの書籍が見られました。学生たちはそれらの「赤本」をむさぼるように読みました。彼らは曾て秘密で読んだ時代には夢想も出来なかつた程に、それらの書物を読むことが出来ました。そして彼らはマルクス主義の政治、経済、哲学、文学等について深い知識を持つことが出来ました。

彼らが寄宿舎で共同生活するようになってからは、彼らの昼間の研究は寮における夕食後の研究にまで続けられるようになりました。

学生のある者はなおマルクス主義に固執しましたが、研究所に来てから考え方を変えた学生たちは、彼ら

の変えた考え方を率直に述べあいました。学生達の見解は一樣ではありませんでした。例えば、マルクス主義は一つの理論としては正しいと思うが、父兄の苦しみを思うと実践をつづけることはできないという者もありました。またマルクス主義は一つのセオリーとしても形成され得なかつたと云う者もありました。またこのセオリーは若干の欠陥をもっていると考えられるものもあり、マルクス主義はその根底において基本的な誤りを犯している、と考える者もありました。このようにして、彼らはしばしば激論したものであります。

すべての新しい来所者は、過去の運動の失敗によつてもたらされた精神的消沈から恢復した時に、この種の討論に参加しました。彼らは喫茶店やバーに於てさえ、「赤本」とノートを抱えて議論をしました。ある者は警察官にとがめられ、研究生の身分証明書を見せて帰されたことも珍らしくはありませんでした。彼らは「赤本」についても堂々と語る特権を享受した、というのが事実でした。

研究生指導科主任の山本氏は毎週研究生からレポートを受けるのが常でした。報告は研究の結果のみならず、日常生活の思想における色々な経験にわたりました。すなわち、それは学生の全生活の告白でした。山本氏は一々それらを読んで、勧告を与えましたが、決して氏の意見を押しつけるようなことはありませんでした。どの学生も山本氏の指導に圧迫を感じたものではありません。

氏は学生の自発的意志を強く尊重しました。恐らく氏は、自発的でない転向は本物でないことをよく知っておられたのだと思います。この態度は「転向者」をつくるために、警察当局の採った態度とは基本的に異なるものでした。

学生達は、自発的に機関紙を発行しました。また教育者たちによつて催された討論会に出席しました。

講演にも行きましたし、彼らの生活のために値すると考えた色々なことをしましたが、これらの活動を指導した山本氏は恰も傍観者の態度をとりました。氏の態度は、いわゆる国民のリーダーたちがしばしば採った態度とは著しく違っていました。氏の態度を明らかにするために、私は、氏は学生たちの多くの善行を褒めはしなかつたが、彼らの多くの悪行を非難しなかつた、とさえ云つてよいと思います。

完全に転向出来なかつた若干の学生は、すべての学生たちの精神的発展を妨げる目的をもつて一つのグル

ープをつくったことがありますが、山本氏はこれまでの自由討議のシステムを維持しつづけました。

研究所のコースを終えた学生の中には、完全に転向し得た者もあり、完全に転向し得ない者もありました。そしてある者はなお、疑わしい態度を持つように見えました。しかし山本氏は、彼らを社会に送り出す際には、いつでも彼らを保証することに躊躇しませんでした。

私は敢えて察するのですが、山本氏は、転向は自らの目覚めによって為さるべきであり、そして研究所での経験はいつの時か、必ずそれに役立つ、と確信しておられたものと思います。

山本氏の指導原則は、右に述べたような「討論の自由」でありました。しかし氏は、学生の研究に適当なサゼッションを与えました。それは科学的研究のすべての領域に及びましたが、しかし氏の専門が経済学であったので、「共産主義経済が実際に存在理由を持つかどうか」という問題は、どの学生にも研究問題として与えられませんでした。

この問題は次のように表現されうると思います。

「共産主義経済が採用する計画経済は市場メカニズムを無視するが、然らば、計画経済は、我々が「経済計算」の見地から検討した場合、価値尺度を失うために、言葉の真の意味において実現し得ないのではないか？もしも実現し得るとすれば、それはある種の市場経済に依存するからではないか？」と。

この問題は当時殆んど一般に論議されていなかった問題であるだけに、学生たちはこの討論に鋭い興味をもちました。そして多くの学生は、この根本的な点において共産主義を放棄しました。

真理を愛する若者たちは、彼らの真理の欲望を満足させないことを好みません。真理の探究によって、マルクシズムの不合理性を認めたことが、研究生指導科の学生たちの一般的傾向でありました。我々の指導者は、しばしば「諸君がこの点でマルクシズムが誤りであることが本当にわかれば、私はそれで満足だ」と申されました。氏は一人の真理探究者として、常に学生たちの良心に尊敬を払ったことは明らかであります。

他にも語るべき多くの点がありますけれども、私が国民精神文化研究所の研究生であった間に認めることの出来た、山本氏の主たる特徴は以上述べる通りであります。

手記を終るに当って私は繰り返しますが、私の申し上げたことは決して一つのフィクションではなく、貴方を誤らせるようなことは何一つ申しておりません。私はそれを誓います。

(註、山本勝市)

野辺地東洋君の手記の原本は私の手許にない。右は手記の英訳文から私が反訳したものである。野辺地君は、その後北海道大学教授を経て、現に芝浦工業大学教授として哲学を教えておられる。この手記を書かれた時(昭和二十二年)は、たしか文部省に勤めて居られたと記憶する。

(註、三浦)※『清明』(昭和八年十二月創刊、十一年八月終刊)当時の国民精神文化研究所々々長関屋龍吉氏の「終刊の辞」によると、研究生指導科の事業が一段落を告げ、研究生は復学または就職して、それぞれ生活が軌道に復したため、尚研究所に残って『清明』を編集する者が非常に少なくなったためである。

(附録 B)

マツカーサー最高司令官宛の陳情書

連合国最高司令官

陸軍元帥D・マツカーサー閣下

公職資格訴願審査委員会通過決定に関するGHQによる承認の訴状

山本勝市

(反訳、三浦貞蔵)

拝啓

失礼をも省みず、本訴状を直接連合国最高司令官宛提出いたします。「公職追放指令」に該当するという、公職適否審査委員会の指定に対して、公職資格資格訴願審査委員会を再度パスした私の解除決定が、GHQにより拒否されるに至った理由を、努めてはみたものの、どうしても知り得ないからであります。私がかこに事の真相を述べることは、デモクラシーと言論の自由のために許されることと信じます。

一九四七年四月八日、私の姓名が、公職適否審査委員会の決定による、「公職追放指令」「G項」該当者の一人として、突如新聞紙上に発表されましたが、全く予想しないことでありました。と申しますのは、私は政府の圧迫にかかわらず、戦前、戦中自由主義を主張して譲りませんでした。そしてこのことは、私を知る者は誰でも承知しているところであります。また私の場合には、G項のいかなる規定も適用し得ないことが判って居りました。私の指定には誤解があつたものと、私は確信して居ります。その誤解は恐らく、私が反共の第一級の闘士であることを共産主義分子が知っているが故に、私に対する悪意のカーテンの蔭にかくれて企てたことに基くものでありましょう。

それ故に私は、一九四七年四月十二日、訴願審査委員に充分な証拠書類を添えて訴状を提出しました。同委員会は四ヶ月の長きにわたり、綿密周到な審査を行い、その結果八月下旬西尾内閣官房長官が記者会見で、訴願審査委員会は私の案件が追放範疇に該当しないと決定した旨を公式に言明しました。

ところが、理由は不明であります。再審査の命がGHQからくだされました。そこで、同委員会の委員長及び委員五名の交代がありました。前回の審査にかかわりなく、改めて審査が行われました。この再審査にも四ヶ月かけられたのですが、追放指定に該当しないと、新委員会によってキツバリと表明されたのであります。委員会はこの決定に詳細な理由を附してGHQ当局に報告しました。ところが、再び承認を得られませんでした。私は委員会に赴き、その理由をたずねましたが、不明でありました。

私は一学究でありまして、真理探究にすべてを捧げて参りました。真理は、無理解や錯誤が介在して道が塞がれようと、結局は普及するに違いないと、揺ぎない確信を私はもっています。私は好ましいにせよ、

好ましくないとせよ、真理の命ずるところには喜んで従いますが、しかし、自ら不正不当と信ずる事には敢えて盲従するわけにはいきません。

私は再生日本及びデモクラシーの父たる連合国最高司令官に対して、真実と公正のため、上述の訴願審査委員会を通った再度の決定について寛大に認定されんことを衷心より懇願いたします。

敬具

一九四八年四月十四日

(附録 C)

G H Q 政治部ケーデイス次長宛の陳情書

連合国最高司令部

政治部次長

C・L・ケーデイス 殿

日本政府訴願委員の公職追放指定解除決定の正当性に関する訴状

山本勝市

(反訳、三浦貞蔵)

日本国内閣総理大臣芦田均氏から尊名及び宛先を承りまして、私に対する追放指定解除に関する訴願委員会の決定が正当なことを訴える本信を直接呈上いたします。

一九四七年四月八日、公職適否審査委員会の決定にしたがい、追放指令 G 項に該当する者の一人として、私の名が日本の新聞紙上に発表されました。これは私にとって正に青天の霹靂でありました。と申しますのは、私の経歴は G 項に述べられてある如何なる点にも抵触しませんし、しかも私は、二十年来軍部その他の方面から圧迫をうけながらも、自由主義を支持し、且つ共産主義経済学説の欠陥を科学的に指摘することに没頭して参りました。経済学博士の学位を授与された私の著作『計画経済の根本問題』は一九三九年発行ですが、東京帝大教授東畑精一氏から、『日本読書新聞』紙上で、「社会主義批判を通じて公刊された、経済原理の最良の解説書である」という好評を得ました。

日本の学界は、ソ連邦は別として、他の国々にくらべて、恐らく共産主義信奉の学者が多いだろうと存じますが、私はその理論と共産主義者の心理を最もよく知る数少ない者の一人であります。私は誰よりも科学的に共産主義を批評し、自由主義を支持することができます。この点につき、日本では、フランスのブルギ

アン教授、オーストリアのミーゼス教授、英国のハイエク教授、米国のハズリット氏らに、しばしば譬えられて居ります。従つて日本の共産主義者らは当然私を不倶戴天の敵と考へていますが、一方共産主義を嫌う人々は自由の擁護者と信頼しています。

斯様なわけで、私の追放指定のもとには誤解があり、それは恐らく、日本における共産主義の計画的普及に対する主なる障碍を排除しようとして、狡猾な共産主義者らが企てた、私に対する虚報に基くものと確信しました。そして実際その通りであることが、後にわかつたのであります。

それ故に私は、一九四七年四月十二日充分な証拠書類を添えて、訴願委員会に「訴願」を提出しました。該委員会は四ヶ月の長きにわたり、極めて注意深く審査した結果、万事明白となり、同年八月下旬の記者会見で、西尾内閣官房長官から、私に対する追放指定を解除することに決定した旨公式説明がありました。

ところが、理由は知るべくもないのですが、私の案件はGHQによつて再審査を命ぜられました。右指令にしたがつて、訴願委員会は、委員交代により再編されたのですが、改めて丹念かつ綿密な審査を行いましたところ、判定は全く前回と同じでありました。

訴願委員会は右決定の確認を得るため、GHQに報告しましたが、またしてもその承認を得られませんでした。私は委員会に赴き、理由をたずねましたが、委員会でもわかりませんでした。

斯くして、私の事件に関するGHQ当局に誤解があつたと思わざるを得ません。本件は狡猾な共産主義者らが巧みにしつこくつくり上げた事実の虚報によつて、惹き起されたものであります。と申しますのは、共産主義者らは私を追放指定に加えるために、公職適否審査委員会の委員と手を組んだからであります。

私は真理の探究にすべてを捧げてきた学究なるが故に、自ら不義不当と信ずることに盲従することはできません。しかし、好ましいにせよ、好ましくないにせよ、真理の命ずるところには喜んで従います。

本信とともに私の訴願に関連する文書をお送り申し上げますが、貴官がこれらを読誦するための貴重な時間を節約なされるため、重要な箇所にアンダー・ラインを施しました。貴官が真実と公正のために本件をお調べ下され、訴願委員会における私に対する追放解除決定が正当なことに御留意願えますれば幸甚に存じます。

と共に、お力によって、私はデモクラシーと自由主義のため献身すること、
う。が、できるようになるででありましょ

一九四八年五月一日

敬具

(附録 D)

証 明 書

東京商科大学教授 ・ 中山 伊 知 郎

私は山本勝市氏について下記の事実を證明する。

一、山本氏はその著『計画経済の根本問題』(昭和十五年)に於て、氏が徹底的な自由主義者であり、その立場から共産主義に対して同じく徹底的な批判者であることを示していること。右の著書を学位請求論文として東京商科大学の教授会に提出するよう奨めたのは私自身であつたし、この論文が満場一致を以て教授会を通過した際教授会の一員として可決に賛成したのも自分であることから、この証明は充分に客観的な根拠のあるものと確信する。

二、新経済学全集の中に「資本主義と社会主義」という題目で山本氏の執筆を依頼したのは当時右全集の編輯責任者であつた私自身であつたが、この依頼は山本氏が徹底的な自由主義論者であることを承知の上で行われたこと。更に立入つていえば当時の全体主義的な空気の中で明白に自由主義の立場から右の問題を論ずることを期待し得べき人として山本氏は第一の資格者であつた。

三、少くとも学問的業績に関する限り自由主義者としての山本勝市氏の態度は終始一貫してまげられなかつたこと。この点は戦前戦時戦後の三つの時期を通じて変りがないことを確信する。

昭和二十三年十二月九日

(附録 E)

講話の内容に関する浦和地裁公判廷における供述 (昭和二十三年八月二十七日) 山本勝市

「座談会等によく出る話で私の説明した内容を記憶して居るまま系統をたてず雑然と申上げております。戦争の打撃は普通に考えておるよりももつと大きい、日本経済が立直る迄にはもつと苦しい場合を堪えて行かなければならない。

東大の有澤、大内等の有力経済学者は第一次世界大戦後のドイツの例を引いて必ず日本に破局的インフレが起ると主張するが、私は左様な破局的インフレは来ないと信ずる。その根本原因としてアメリカが日本に左様なインフレを起さしめないと言うておるからアメリカの経済力をもつてこれは日本の悪性インフレを防いで呉れると信ずる。

物価は少し宛ではあるが段々にたかくなつて行く、然し破局的高騰を来す様な事はない。物価水準は大体需要と供給の全体のバランスで決る。物価を上げない為には購買力を押えなければならぬ、それで税金を取立てて購買力を抑えると云う事になる。税金を取立てると金詰りを来し事実、経営が困難になる。失業者を生じ社会不安を生じそれで少しは政府も金を出さなければならなくなる。

以上の点から見て現在生産はストックを使い尽したのと労働意欲の減退から採算が困難で下向きになつて来る。

それで通貨を増発して生産を上向きにしなければならぬ様な状態になる。

本年五、六月には物価は少しは下るだろう、それは税金の取立の強行と予算が成立しないことによる政府支私の延期とで一時的に金詰りを生ずるからである。

然し結局に於て通貨は増加して行く趨勢にある事は前述の通りだから全体として物価水準は少しづつ上つて行く。物価安定は何時かと云う問題について急には安定の時期は来ない。安定の条件が備はらなければ安定

はしない。

自由主義経済は急には来ないであろうが然しその時期は必ず来るであろう。マックアーサー元帥の年頭の声明にも左様に述べている。そして国内情勢国際情勢主としてアメリカの情勢とが結び付いて必ず左様な時期が来る事は間違いないと思う。

次に平価切下げの問題は

どの座談会にもよく出る話でありました。

之に対し私は勝田貞次が必ず切下がある云と云って居るが自分はないと思う。為替比率変更と云う意味の平価切下はあるが所謂平価切下、百円が一円になる千円が一円になると云ふ意味の平価切下はないと断言して居る。技術的にも困難であるが、事前に漏れれば換物を誘致し経済界の混乱を来す。又今内地で現在の通貨に替えるだけの能力はなし、アメリカで印刷して貰うとすればアメリカは秘密主義の国ではないから事前に漏れる虞れがある。現に先般の新円の切換の際には最初アメリカからニュースが出る様な状態であつた。又仮令平価切下をしても生産が起らなければ又元の通貨膨張を来す。

以上のような事から自分は平価切下はないと思う。

唯最近の二、三の座談会では何とも断言出来ないと言明する様になつた。それはドイツ、ロシヤで或程度の通価切下をやつたからである。然し現在の緩漫なインフレの昂進状態では平価切下はあるまいと話した。

貿易関係外資導入に付いてはアメリカからの投資は民間投資とアメリカ政府の貸付けと二つの方法が考えられるがその影響は両者によつて全く異なる。民間投資は採算がとれなければ為されないから、民間投資がなされる時期は日本の経済復興の見透しが十分ついたときである。

アメリカ政府の貸付による投資は救済其他政治的必要からなされるから、それは必ずしも日本経済復興を要しない。アメリカ政府の貸付は物を持つて来て始めてなされるから必ず輸出輸入の統制が行われざるを得ない。従つて、産業統制が行われる事になるであろう。民間投資が行われるには物価の安定と物資の自由処分が前提になる。そしてその場合は自由主義経済によつて居る事を意味する。

食糧問題については食糧に大した心配はないと説いた。戦争の被害をうけたのは工業であつて農漁村には被害は少ない。肥料の生産は大体戦前の水準に達した。食糧生産の戦争による打撃は殆ど回復した。

其のうえ日本は気候地味から考えて野菜は全国各地で出来且漁産も豊富である。殊に食糧は人間にとつて一番大事なものであるから国民全部が協力して食糧生産に努力する。

左様な事から食糧に付いては大した心配はないと説明した。

これに対して現に遅配が起つてゐる場所があるではないかと質問されるのに対しては、絶対量がたりないで遅配が起つて居るのではなく、物の偏在によつて遅配が起つて居るのであるから技術的に工夫すればそれはさけられる。殊に絶対量が足りないとすれば必ずアメリカから援助があるだろうから食糧については大した心配はない。

次によく農村の人から近い将来食糧が貿易によつて輸入されて農産物が暴落しないかと訊かれました。それは食糧を輸入するにはそれに対応するだけの品物を輸出しなければならぬ。従つて農産物を暴落させる程の輸入をする事は事実不可能だから農村恐慌を起す程の農産物の暴落は近い将来にはあり得ないと説明しました。」

「加須町光明寺では私は最初インフレに付いての見透しを説明しました。

先づ日本のインフレと第一次大戦後のドイツのインフレ状態を比較しドイツの場合には破局的局面に到達したが日本で斯様な事はないと結論した。その詳細な説明として東大の有澤、大内教授はドイツの場合を例にひいて日本も二十ヶ月後にインフレが破局的程度に達すると結論して居るが自分はそうは考えない、成程第一次世界大戦後のドイツは敗戦後ドット一時にインフレが昂進しそれから横這状態となつて約二ヶ年後又急速にインフレが昂進して破局的局面に達した。日本も横這状態になつたところ迄は似て居り殊に生産設備は第一次世界大戦後のドイツよりも遙かにひどい打撃を受けて居るが、然し結局悪性インフレにはならない。

其の根本原因はアメリカの占領政策は悪性インフレを来らしめないと断言し、左様に指導して居るからであ

ってアメリカの経済的実力を以てこれは日本の悪性インフレを防止出来ると信ずる。その他第二次的理由として

(イ) 現在の日本に於ては通貨を増発するには連合軍の許可を要し、連合軍がインフレ防止策を持つて居るのでドイツのその様に自由に通貨の増発は出来ない。

(ロ) ドイツのシャハト^⑤も述べて居ることであるがドイツでは過大な賠償金を科せられる事を免れる為政府自ら資本の海外逃避を奨励しその勢いがひどくなつて今更止めようとしたが止める事が出来ずそれがインフレ昂進の一因を為したが日本では左様な事はない。

(ハ) ドイツは千三百億マルクの賠償金を科せられた。日本は賠償金の額は決定されて居ないがそんな手ひどいものとは思われない。

(ニ) ドイツではフランスが徹底的にドイツを再起し得ない状態におこうとしたが日本に対しては隣国支那もそれ程の意思はない様に思われる。

(ホ) ドイツでは敗戦直後社会主義共産主義が抬頭し暴力革命によつて社会主義共産主義の政府を組織し経済界が混乱した。日本に於ても敗戦後同様社会主義共産主義の抬頭をみたが暴力革命に至らず曲りなりにも天皇制を維持しつつアメリカの指導下に徐々に民主化を実現しドイツの様な経済界の混乱を来たさなかつた事。

然し何と云うても結局に於て悪性インフレを起さない根本原因はアメリカが占領政策として日本に悪性インフレを起さしめないと決定して居る事と、アメリカにその実力がある事とである。

然るにそれにも拘わらず通貨がどんどん膨張して行くのは何によるか、それには二つの原因があり、一つは納税の成績が悪く年度末に近いのに三分の一程度しか納税されて居ないので政府の支払の為通貨が増発された事、他の一つは復興金融金庫発行の債券が売れないので日本銀行の背負込み^{かっ}になつて通貨が増発された事である。

然し日本政府はアメリカの指導下に未納の税金を徴収する決意であり且日本税務官の徴税能力は世界有数で

あるから相当困難であるにしても必ず税金の取立は速急に為されると思う。そしてそのために一時金詰り状態を呈し四・五月頃には物価は少し下るだろうが、それは一時的現象で結局物価は徐々に上って行くだろう。物価に付いては物価水準と個々の物の価格とを区別して考えなければならぬ。物価水準は全体の物の量と全体の通貨の量のバランスで決るが個々の物の値段はその物に付いての特殊の事情が加わって決る。例えば海の上に浮ぶ虫の高低は潮の干満による。これが丁度物価水準に当る、虫の位置はその時の風その他によって起る波の状態等によって又特殊の高低を示すがそれは個々の物の価格の様なものである。砂糖の値段が放出によつて暴落した如きはその一例である。税金の徴収によつて一時金詰り状態を呈するとそれが為事業の経営に支障を来し失業者が出て社会不安を来すから之を避ける為の若干の通貨の増発を見るであらう。従つて物価水準は全体としては徐々に上って行く、然し破局的インフレになる様な事は絶対でない。日本経済が完全に立直るには相当困難な時代を通過しなければならぬ。その通過後に始めて経済の立直りが遂げられる。それは相当先の事である。これで私の話を終了しそれから質疑応答に移つたのであります。」

※(註、三浦) シャハト ドイツの財政家。一九三三年ナチスの政權掌握と共に国立銀行總裁となり、後、経済相を兼任した。

(附録 F)

山本勝市提出の集會明細表

日	時	場	所	集會・人数	主	催	者
(1)	昭和二十二年 六月一四日	東京都三河島町	東京都三河島町	皮革業者 約二十名	若林正一		
(2)	六月二一日	埼玉県北足立郡鴻巣町	埼玉県北足立郡鴻巣町	埼玉織物同業組合員 約二十名	八木橋本		
(3)	六・二二	埼玉県北埼玉郡行田町	埼玉県北埼玉郡行田町	青年會 約百名	田中茂八		
(4)	七・六	浦和市北浦和国民学校	浦和市北浦和国民学校	青年會 約十名	大塚作太		
(5)	七・二〇	埼玉県北葛飾郡桜井村	埼玉県北葛飾郡桜井村	消費組合員 約三十名	町田正弘		
(6)	七・二一	埼玉県北埼玉郡忍町行田	埼玉県北埼玉郡忍町行田	忍經濟研究會 約五十名	小橋常三		
(7)	八・一五、一六	兵庫縣淡路島某町	兵庫縣淡路島某町	夏期大學聽講者 約百名	郡青年會		
(8)	八・一七	" "	" "	夏期大學聽講者 約百名	神戶新聞支局		
(9)	八・三一	埼玉県北埼玉郡羽生町	埼玉県北埼玉郡羽生町	商工業者 約百名	藤村榮一		
(10)	八・	埼玉県熊谷市	埼玉県熊谷市	經濟文化協會 約二十名	八木橋豐吉		
(11)	九・一二	東京都	東京都	麵類同業組合員 約二百名	野川某		
(12)	九・二六	埼玉県北埼玉郡忍町長野	埼玉県北埼玉郡忍町長野	婦人會 約二百名	渡辺卓哉		
(13)	一〇・六	東京都港区藏前工業會館	東京都港区藏前工業會館	新日本協會 約二百名	西威樹		
(14)	一〇・一六	和歌山縣東牟婁郡西村小学校	和歌山縣東牟婁郡西村小学校	村民 約四名	小谷安一		
(15)	一〇・一七	和歌山縣田辺市 中村八十一方	和歌山縣田辺市 中村八十一方	文化協會 約百名	石井專一郎		
(16)	一〇・二五	新潟縣水原町役場	新潟縣水原町役場	町民有志 約二十名	" "		
(17)	一〇・二六	新潟縣新発田市	新潟縣新発田市	町民有志 約二十名	" "		
(18)	一〇・二七	新潟縣長岡市	新潟縣長岡市	文化協會 約二十名	" "		
(19)	一二・一三	埼玉県北埼玉郡三俣村小学校	埼玉県北埼玉郡三俣村小学校	村民 約二百名	網野英治		

顧みれば、二十年來（昭和二十二年当時）計画經濟を批判し、自由主義經濟を主張しつづけ、昭和二十一年の総選挙には何の支障もなく公職適格者と看做され衆議院議員に当選した私を、翌二十二年四月本人に何等弁明の機会を与えず「追放」したことがまずおかしい。

また公職資格訴願審査委員会が「覚書」非該当と決定したが、GHQの命により、陣容を新たにした同委員会が再審査した結果、同じく非該当と判定したにも拘らず、後、芦田均総理名義の「解除せざることに決定した」という一片の通知で済ませたのも納得しがたい。

さらに、昭和二十二年勅令第一号違反事件で検察当局が不起訴の方針であったものを遂に起訴するに至らしめ、しかも浦和地方裁判所で無罪の判決があり、公判関与の検事自身も喜んでくれたのに、GHQから横槍が入って、検事控訴をせざるを得なかったことも不可解である。

最高裁判所が、私の上告を只一回の公判で結審とし、三年以上もそのまま放置し、昭和二十七年平和条約発効後に「原判決破棄、被告人免訴」の判決を下したことも異常というほかはない。

要するに、軍事占領下の日本では、行政府と裁判所とを問わず、白いものを黒いと云つても、GHQの承認が得られれば黒で通り、また、白いものを白いといつてもGHQの承認が得られなければ通用しなかつた、ということである。ここでGHQというのはその政治部（民生局）のことである。

私は和歌山高商の英語教師をしていた米人で、GHQ情報部の高官であつた友人に、私の「追放」理由中にある、岡本一郎校長が極端な国家主義者ではなかつたことを証明して欲しいと頼んだとき、「岡本校長は立派な人で、もちろん極端な国家主義者ではなかつたと思うが、自分が口を出すと、却つてマイナスになるから」と、辞退されたことを私は忘れない。

また浦和地方裁判所の公判には浦和軍政部の軍人（二世）が傍聴していたが、公判後度々自動車で草加の自宅まで送ってくれ、共産党と政治部の関係について情報があつたら知りたいたと云つたことを覚えてい

る。

マッカーサーは共和党系で、昭和二十三年一月、将来は自由経済を基調とする旨を声明したが、政治部の中にはニューディール式社会主義者がいたと伝えられる。具体的事情は知らないが、反共・自由主義者たる私の「追放並びに勅令違反事件」に関連して、日本政府の決定や裁判にまで嘴くちばしをいれた者がいたことだけは疑いない事実である。

昭和二十二年四月から二十七年六月に至る五年余の間は、私にとって正に「格子なき牢獄」の生活であった。

